

平成 29 年 3 月 21 日 (火曜日)

(会議第 4 日目)

応招議員

1 番	坂 本 あ や	2 番	濱 村 博	3 番	藤 本 岩 義
4 番	山 崎 正 男	5 番	澳 本 哲 也	6 番	宮 川 徳 光
7 番	小 永 正 裕	8 番	中 島 一 郎	9 番	宮 地 葉 子
10 番	森 治 史	11 番	池 内 弘 道	12 番	浅 野 修 一
13 番	小 松 孝 年	14 番	矢 野 昭 三		

不応招議員

な し

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 西 勝 也	副 町 長	松 田 春 喜
町 参 事	北 岸 英 敏	総 務 課 長	森 田 貞 男
情報防災課長	松 本 敏 郎	税 務 課 長	川 村 一 秋
住 民 課 長	藤 本 浩 之	健康福祉課長	宮 川 茂 俊
農業振興課長	宮 地 丈 夫	まちづくり課長	金 子 伸
産業推進室長	門 田 政 史	地域住民課長	矢 野 雅 彦
海洋森林課長	尾 崎 憲 二	建 設 課 長	今 西 文 明
会 計 管 理 者	小 橋 智 恵 美	教 育 次 長	畦 地 和 也

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小 橋 和 彦

書 記 都 築 智 美

議事日程第4号

平成29年3月21日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

## 議 事 の 経 過

平成 29 年 3 月 21 日  
午前 9 時 00 分 開会

議長（矢野昭三君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

日程第 1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

森治史君。

10 番（森 治史君）

おはようございます。

それでは、これから私の一般質問をさせていただきます。

1 問目になります。動物愛護と管理についてを問います。

動物をかわいがるとは大変いいことだと思います。その中で 1 点として、動物愛護から野良猫に餌と水を与えられる方がおいでます。この方々は心の優しい方たちだと思います。だが、その行為によって、家の庭、畑等での糞尿、それとラッキョウなんかを植えたときに必ず猫が入って、まぜくるというか掘るということで。まあ、これは畑を荒らすということになりますけど。

ほんでまあ、そういうことがあった場合、隣の猫が来て悪さしたとか、ラッキョウを植えた畑の悪さについては、その地区の区長の所にまず苦情が挙がってきます。そのことによって、区長としては地区の代表ですので、役場の担当の職員の方へ苦情を伝えて上がります。

また直接、中には住民からの苦情も多く挙がっていると思います。

その苦情の対応についてを、まずお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

おはようございます。

それでは森議員のご質問の 1、動物愛護および管理についての 1 番、動物愛護から野良猫に餌、水を与える方がいます。そのことで糞尿等の苦情が役場担当係へ多くあると思われるが、その対応について問うということにつきまして、通告書に基づきましてお答えをさせていただきます。

議員ご質問の、野良猫への餌やりによる残飯の処理や糞尿等の苦情を含め、猫に関する苦情は幾つか寄せられております。

その対応につきましては、公の施設で餌やりが行われている場合でしたら、不特定多数の皆さまがご利用になる施設ですので、町の施設である場合は黒潮町が行います。

また、県の施設であるならば、幡多土木事務所などそれぞれの施設管理者から、餌やりなどをされている方への指導を行うなど、適切な処理に努めております。

さて、議員ご指摘の餌やりのことですが、黒潮町と致しましては、餌やりの禁止の看板等につきましては設置しておりません。それは、餌やりを取り締まる法律がないということが大きなことですが、

看板の効果がそれによりましてあまり期待がないことと、それから逆に、ここに野良猫が集まる場所ということとを周囲にアピールしてしまうので、捨て猫がかえって増える可能性があるのではないかとということで、行っておりません。

また、餌がなくなることでごみ袋をあさったり、人家に侵入して食べ物を散らかしたりするようになりまして、野良猫被害がさらに増える可能性もございます。

そのため、野良猫を減らす対策と致しまして、昨年10月から黒潮町の雌猫不妊手術推進事業補助金交付金要綱を制定して、高知県が行う負担金に上乗せをして、不妊手術を行おうとするボランティアの費用負担の軽減を図っております。

これらの補助金につきましては、野良猫の問題につきまして即効性はございませんが、人道的で合法的な手段としてご指示をいただいております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

今の答弁かしらんできないと思います。犬でみればね、法的にくくりがあります。猫の方はくくりがないので、行政が何もない、条例もない状態ですので、何もできないと思いますけど。

今回は地域全体に、幡多事務所の保健係とかと一緒にチラシを入れてくれております。

私も以前ですけど、部落外のところでしたけど地区内、入野地区の方の方から猫の苦情が来まして。それで、そのときの担当の方をお願いして、餌やり禁止という看板を立てた経過もあります。それで結果的にそれがどのような効果があったかまでは分かりませんけど。

好きな人に見てもらえ、そうですね、猫に餌をやるということもよろしいんでしょうけど、やるんだったら自分くの家でやっていただきたいと思う方もおるんですよ。他部落ですけど、3カ所ぐらいに、時間決めて餌持っていってあげている。人家から離れちゃうけど、もう猫は全部、その人が来たら知ってます。寄ってきます。餌が頂けるもんとして。

で、私もそれよう分かったんですけど、ちょっと田野浦の嫁の里の隣の方が当分の間留守になったんで、猫を飼ってますんで餌を預かって猫に捕食いうんですかね、餌を与えています。朝になると来ます、うちの家まで。くれということで、晩になったら来ます。顔を見たら寄ってきます。そりゃあそうなったらね、かわいいのはむろんですけど、ある一定のあれはせんことにはいけないと思います。

今の、法律も何にもない状態、条例もない状態では、苦情の処理の仕方が全くできないと思います。役場の方もなんぼ、住民の方々いろいろなことがあって、私もその都度、いろんな方に頼まれて苦情に行ってますので。だから担当課の方でも、かなりこれには苦慮してると思います。

そこですけど、県にもありますし、また他の市町村というか県外の方にもあります。その中でもやはり条例を設けて、規制をある一定かけてる地域があります。それで、これができて果たしてどういうことになるかということは分かりませんが、何か、条例の抜粋ですけど多少ここで、こういう条例がありますよということでご報告させていただきます。

これは和歌山の方になりますんですけど、県条例として動物愛護及び管理についての条例が他の市町村とか県にはありまして、飼い猫、野良猫への飼養。これは難しいというか、あんまり使わないんですけど飼養とか、またいろんな言葉、給餌（きゅうじ）とかいう言葉が出てきます。もうこれ、餌やりという言葉に変えさせていただきます。管理に関する条例を設けて運用されております。まあこれは一つの例として、和歌山県の条例

の中には、自己の所有する猫以外の猫に対して、継続的にまたは反復して餌を与える等を。やけど、これは所有者の許可を受けて行うもの除くということになっております。これは飼い猫になると思えます。そのあれば、猫の方でも。行う者は、次にある事項を遵守しなければならない。ただし、猫を屋内で飼う場合はこの限りではないと。部屋から出さないようにして飼う人はこの条例は適用外ですよということになっております。

生殖することができない猫。不妊とか去勢を受けたものにあつては、規則で定める措置が行われたものに限るといふようにも、いろいろと書いております。に、餌をやることはいいですよということになっております。

次には、餌をやる場合には時間を定めて行うこと。実施後は、餌および水を速やかに回収すること。ほかの猫が来ないようにということ指摘しております。

それから、餌をやったんだつたら、その際に猫の排泄のための施設または設備を設置するとともに、排泄物を速やかに当該施設または設備から除去し、適正に処理をすることということ義務付けております。

またこれにも、次項の所有する以外の猫に対して継続的に、または反復して餌を与える事を行う者は、あらかじめ給餌等を行おうとする場所の周辺住民に対して、全項に掲げる条例等の実施内容について説明するように努めなければならないといふように、これは県の方の条例です。

もう一つ、ものすごく厳しいといふか。これは徳之島の方のは、もっと厳しいです。ここは天然記念物の奄美の黒ウサギですかね、これが猫の捕食の対象になってるようですので、ちょっと厳しいですけど。

この条例については、この条例は飼い猫の適切な飼養といふか飼い方ですかね、についてです。管理に関する条項として定めております。

町民の動物愛護の意識を高めるとともに、飼い猫の野生化、および放し飼いによる奄美黒ウサギその他の野生生物への被害防止をもって、地域の生活環境の向上、ならびに自然環境および生態系の保全を図ることを目的とするといふようになっております。

この中で、2条の中にマイクロチップ、マイクロチップは国際標準化機構のISOに定めた規格のマイクロチップを埋め込まないかと、猫に。その読取機に対応するものを体内に埋め込み型のものを言う、と書いております。やけん、繁殖制限の飼い猫の避妊は当然してくださいと。それから去勢もしてくださいということになっておりますね。

で、それと飼い主の方にも責務という形で4条ということ設けて、飼い主は飼い猫の生態、習性および生理を理解し、かつ愛情を持って接するとともに、終生にわたり飼うこと、および管理するように努めなければならない。

飼い猫が飼い主以外の者に迷惑を及ぼすことがないように、また努めなければならない。

人と飼い猫と野生生物と共生に配慮しつつ、飼い猫が野生生物に害を与えることのないように努めなければならない。

また、繁殖制限にも努めなければならない。ただし、飼い猫を適正に飼うおよび管理する場合には、このことではありませんよということとなっております。

飼い主の方も、猫を取得した場合には生後90日内の飼い猫の場合にあつては、生後90日を経過した場合に、本町に転入した日から30日以内に、規則で定めるところにより町長に登録申請をしなければならない。いわゆる90日過ぎた猫は、家で飼う場合も町長の方に申請してくださいねという条例を設けております。ほんで、ほよそから転入してきた方も、きちっと30日以内には自分の猫はこの猫ですという登録が要りますよということになっております。

登録した猫に対しては、鑑札を交付するものとしております。受けたことが判明できるように、首輪を用いて鑑札を付けなければならない。マイクロチップの埋め込み処理および個体識別番号の届け出を行うように努め

なければならぬ。ただし、費用は飼い主の負担とすると、マイクロチップがなんぼするもんか知りませんが、なかなかきつuitと申します。

登録手数料を飼い猫に一匹500円を頂きますどうということになって、これも平成26年の4月1日からやっておるようでございます。

この中には、放し飼いの制限ということもうたわれております。

飼い主は、飼い猫を室内で飼育、および管理するに努めなければならぬ。屋外で飼い猫を放し飼いにしないように努めなければならぬ。

餌やりの禁止として、町民は飼い猫以外の猫に対して、みだりに餌や水などを与えてはならないと。

まあ、こういうような条例があります。あと高知県の条例もありますし、また神戸の方にもいろいろとありますけど、全部ここで羅列するわけにもいきませんので。ちょっと自分が、厳しいけど、徳之島はこうやって登録制ができておりますよということですが。

なかなか部落の中でもね、飼い猫というのは大体どこか飼っているか分かっておりますので、その苦情というものもなかなか住民同士で言いにくい分もあって、うやむやになっちゃうけど陰では結構きつい言葉が出てるように思います。

ということで今、先ほどの答弁の中で、区長とか住民からの、役場の係である環境保全係には苦情が多くあんまり来てるようには受け取れなかったんですけど、そうかなというようにも思いますけどね。

まあ一番の違いは、犬の場合は狂犬病というものがあるんで、それでも法的にかなりの縛りがあります。で、猫の場合にはそれがありません。詳しく読んでないんで分かりませんが、県の方にも県条例を作っておりますのでそれを参考にされて。こんなにきついものではないですけど、放し飼いをしないようにとかいう。

一度、錦野の方で、ちょっと今よそへ移りましたけど、猫はもう家の中で飼うてもろうたらええいううたときに、それはもう家の中でわしは飼うようよと。外へ出すときには全部、首輪付けてリードで連れて歩くいうて、散歩は。で、絶対放し飼ひせんという方もおいでましたので。

そこまできつuitとは言いませんけど、ある程度のそういうものが必要ではないだろうか。一番困っているのは、恐らく地区の区長さんの方が困りよう部分が多いんでないかと思ひます。まだ役場に挙げてこんでも何とかするとか、もう言うてのことはないわという感じの所もあつたりします。

動物愛護で飼われてると申します。野良猫、それからひどいところになってきたら、あこへ持っていたら猫飼うてくれるけんいうて、朝起きたら猫が余分に増えちよつたいうようなことも聞きます。そこはもう餌やつて飼うてくれようけん、もう捨てるに忍びないけん、こそつとそこの家の所へ猫を捨てていくいう。じゃけん、朝起きたら増えちよつたいうようなことも聞いております。

だから一概に猫を、餌をやっている人が悪いかいうたら、そうでもない。家の前でやりようんですけど、そうでもないと思ひます。そういうようにして、迷惑掛けよう猫の、どう言うたらええかな。まあ、捨てにいくがは動物愛護からいくと違反になるけん、あこやつたら飼うていただけるろうという想定で、猫を置いていく人もおるんですよ。家の前に。

そういうことも考えたときに、ある程度、何か条例があつてもいいんじゃないかと思ひますけど。もう設ける必要があると、私は考えております。そのきつuitものを作れとか何とかじゃないですけど。

執行部としてはどのように対応されるかについてをお伺ひ致します。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは森議員ご質問の2番目の、動物愛護および管理についての、ほかの市町村の飼い猫、野良猫への飼養及び管理に関する条例について執行部の考え方を問うということにつきまして、通告書に基づきましてお答えをさせていただきます。

議員ご質問の、飼い猫、野良猫への飼養及び管理に関する条例につきましては、動物愛護の観点から、高知県でも動物の愛護及び管理に関する条例を制定し、その10条におきまして、猫の飼い主は飼い主としての自覚を持つとともに、他人に迷惑を掛けないためのしつけを行うよう努めなければならない、と明記されております。重要な条例であると認識をしております。

しかし、近年のペットブームで犬や猫といった動物とともに生活をする人が増える一方で、動物の虐待、遺棄、飼養放棄といった、生命倫理にかかわる問題が顕著になりつつあります。

こうした状態に対処するためには、まず、猫の遺棄、飼養放棄をさせない状況をつくり出す必要があり、飼い主のモラル向上を目指すために、町民に対してより効果的な啓発を行っていく必要があると考えます。

そして、現在生息している野良猫につきましては、雌猫不妊手術推進事業補助金の取り組みを強めまして、不必要な繁殖によります増加を抑え、野良猫を減らしたいと考えます。

従いまして、条例の制定も重要であると考えておりますが、まずは町民の皆さんへの啓発を行いまして、飼い猫の終生飼養、屋内飼養、そして不妊、去勢手術の普及と徹底を図り、猫好きの方も猫嫌いの方も、野良猫問題を一緒に考える地域のコミュニケーションをつくるのが大切だと考えます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

県条例、読んでなかったんで。その猫のしつけって、どこまでできるかなという。

犬で見ればもうちょっとしつけが。犬でも、なかなかしつけは難しい。うちも迷い犬を飼ってますけど、先の方が何もしつけてなかったんで、お座りもお手もせん、待てもできないという犬を飼っております。

だから、猫のしつけって書かれちゃうようですけど、県条例に。え、猫にどうやって。まあ、しつけたらできるとは思いますけど、通常はあんまりそんなしつけはしてない。しつけがするような愛玩動物じゃないように思っております、猫に対しては。

いろんなテレビ放送なんかでも、猫が今ブームになっております。猫の肉球いうんですかね、あれを触ると癒やしになるとか。それから、犬と違って猫の毛並みというのは、触ると人間の気持ちが落ち着くような柔らかさがあるとか、利点はものすごくあると思います。ただ、一番困るのは野放しになるということです。

歴代の住民課長さんは、今までいろいろと猫の問題について頭を悩ませてきたと思います。で、もうそのモラルの向上とかいうような啓発するとかいうようなことは、もう何遍もやってきた結果の結論が今の状態ではなかろうかと思えます。

それから、野良猫の不妊手術ですかね。これは大変いいことだと思います。耳切るといようにして、判別ができるようにする。猫にとっては一部、下手したら虐待じゃいう方もおるかもしれませんが、それはそれで結構なことだと思います。

何らかの形で猫の飼い方について条例を設けて、規制してるところ。規制とまではいってないけど緩やかだと思えます。努めることということになっておりますので、条例の方の内容も。罰則も付いておりませんので。

そういう意味合いからしたらやはり、啓発することは大事なことだと思います。と同時に、再度お伺い致しますけど、まあ条例もいろんなとこのものを参考にして、ある程度模索してみるとか。ほんで、これ以上の啓

発してもうらちが明かないようだったら、町としても条例で規制するようになりますというような形の方法も必要ではない。警告というんですかね、住民に対して。

そういうような考え方があるかないか、再度お伺い致します。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは森議員の再質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、ルール作りは必要であると思います。そのルールをどのようにして作成するか、ということが大きな課題ではないかというふうに考えます。

で、例えばまあ、ほかの自治体の条例をひな形にして条例を作成をするということもできると思いますが、それをしたとしても、やっぱり住民の合意がなければ形骸化してしまいます。形だけのものになってしまいますので。やはり、野良猫問題をみんなで話し合う。みんなの課題であるということの部分とするためにですね、やはり猫の飼い方、飼養につきましてですね再度啓発を強めまして、住民への啓発を強めることによりましてですね、野良猫問題をみんなで考える土壌をつくっていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

今課長が言うたように、その条例を作ることが果たして正しいかどうか、私にもそれは分かりかねます。

けど、飼い猫の所に野良がひっついてきて、で、餌を豊富にやると、その餌をもらいに来るということ。で、他人にしてみたら飼い猫と野良の区別が付きません。それで、何か被害があった場合にそこに苦情を言ったとしても、それはうちの猫じゃないという答え。けど周りの方に見たら、そこで餌をもらって生活しよう猫は、10匹おったら10匹がその猫だと思います。けど飼い主で見たら、いや、うちは3匹よ、7匹は野良よ、というような感じで。その、ほかでやらずに家の中でやりようからいいにかわらんけどそういうこともありますので、やはり両輪というたらおかしいですけど、そういう啓発行為の中でやはり条例で縛らないかなってこないように。なるということも一緒にやっていただかんと、なかなかうまいこと前に進んでいかないんではなからうかなというように。その啓発と同時に、地域の方々の回覧でもいいですけど、このままの放置の状態が続くようでしたら条例というようなものを定めなければならなくなるというような方向性を見せながら、その啓発していくことも大事なことじゃないかと思えますんですけど。

両方やっていくかどうかということで。必ず作れという。作るがは、私はスタンスだと思っております。作って、ある程度緩やかでもいいから、猫の飼い方に対して規制をかける。

で、愛護関係の方にもいろいろあろうかと思えますけど、つないで飼うがはいかんとか、家から出さんががいかんとか、動物愛護からすると虐待に当たるじゃないことになるかもしれませんけど。それでいくと、今度逆にほかの、周りの方々が迷惑をするという。そういうところがジレンマじゃないかと思えますので、一定程度迷惑を掛けたときの考え、首かけて鑑札つけるとまでは。一番ええがは、鑑札してどこも飼い猫か分かるようにするのが一番いいでしょうけど。まあそこまではしなくてもいいですけど、緩やかなるもんでもいいですから規制というものが必要ではなからうかと思えますが。

今後、啓発と同時にそういうことも考えていくものがあるかないか、再度お伺い致します。

議長（矢野昭三君）



住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは森議員の再質問にお答え致します。

餌やりなどをですね、なかなか取り締まる法律がないということで、また、それを食べに来る猫が野良猫であるのか、果たして飼い猫であるのかということも判別がつけないところがあります。それで一律的にはなかなか対処ができないところもあるかと思いますが。

やはり、野良猫たちがかわいそうだからといいまして、その理由だけで餌をやる行為は、逆に野良猫を集めて子猫が生まれてしまいまして、結果として野良猫が増えてしまうということになってしまいます。従いまして、餌を与えるのであればですね、その与える方に対してですね、動物の愛護および管理上好ましくない事態を引き起こさないように呼び掛けなければいけないというふうに考えてます。

例えば、餌を与えるのであれば、先ほど議員が申しましたように自分の敷地内で餌を与えて、そして後片付けをきちんとする。それから、糞の始末をきちんとする。それから、不妊手術をしてください。あとそれから、新しい飼い主さんを探してくださいと。こういうことをですね餌をやられておる方に対してですね啓発をすることによりまして、野良猫のトラブルを減らすとともに、そして不幸にも殺処分される猫を減らしていきたいというふうに考えております。

従いまして、まずそういう取り組みを進めた上でですね、その後の結果と致しまして条例というかガイドラインと申しますか、そういうものも考える必要があるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

それでは、2 問目の方に入ります。

災害復旧工事について問うと出して質問致しました。これちょっと私の書き方が乱暴だったもので、1 問目の所で。これ全部、農業用地に関したことです。ちょっと 1 問目の書き方のあれがちょっと端折り過ぎまして、地域住民課長の方から私の方でしょうかという問い合わせがありましたけど、これすべて農地ですからということで話をさせてもらいましたので、これは全部農業地の方の問題になります。

住民の方からですが、これ、農業用地関連への災害による被害が出た場合には、町は早急に復旧工事費用の見積もりをされて、費用額を直接部落に支払いをしていただき、町と部落住民が連携して復旧工事に取り組みば工事が早く進むとの声がありましたので、そのように、ちょっと問題的に部落の方に直接工事費を支払うことができるかどうか分かりませんが。そうなったときに執行部は、災害復旧の工事費の部落への直接支払いへの考えがあるかないかについてお伺い致します。

これは農地の方に関してです。

議長（矢野昭三君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

それでは通告書に基づきまして、森議員の 2、災害復旧および工事についてのカッコ 1 の、住民からの災害による被害が出た場合は早急に復旧工事の見積もりをされ、直接部落へ支払い、町と部落が連携して取り組みば早く進むとの声があるが執行部は直接支払いの考えがあるか、についてのご質問についてお答えを致します。

町単独の農業災害復旧事業には、工事請負費と、それから補助金の、2 種類で支出する方法があります。

まず、工事請負費で支出する場合がありますが、区長からの要望を基に現地確認をし、緊急工事発注依頼書により業者に施工を依頼すると同時に、見積書を徴収し施工を致します。

その後、工事が完了しましたら請求金額を業者にお支払いを致します。最後に、区長へ、農地災害であれば2分の1の工事分担金、農業用施設災害であれば4分の1の工事分担金の納付をお願いをする流れとなっております。

また、補助金で対応する場合は、地域の方が自ら復旧できる場合に、重機のリース料や材料費を補助するものでございます。

流れと致しましては、黒潮町補助金交付規則に基づき、区長よりリース料等の見積書を添付した補助交付申請書を提出していただき、その見積書を基にして、農地災害であれば2分の1の補助金交付決定、農業用施設災害であれば4分の3の補助金交付決定を行い、災害復旧の実施。その後、実績報告書を提出していただきます。これには、領収証または請求書の添付が必要でございます。そして補助金の確定となり、区長からの請求書により補助金を交付しております。

つきましては、見積書を徴収後、見積書に基づき地区へ直接支払いを行うことは、補助金の性質上、補助金交付規則に基づいた支出ではないため、できないものと判断しております。

いずれの方法で復旧していく場合もですね、今後ともできる限り、事務処理におきましても迅速な対応を心掛けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

直接、なかなか見積もりができたからって払うことはできませんよと。工事が完了して精査してからということで、それは行政の流れとして当然のことだとは思われますが。

リースというのが意外と重機代ぐらいしか出てこなくて、オペレーターの賃金が出ざったとかいうものもあるみたいです。内容によりましたら。

これはちょっと古い、その方に頂いたんですけど、町史の方に伊田地区、この問題は伊田地区の方で聞いた話なんですけど。昭和8年に、伊田でもやっぱり同じような、70何年前に大きな災害が発生しておるようです。そのときの記録が残っておりますということで出ておりました。

この場合は、出役でなくて有償ということで、出た方には賃金が支払われてるようでございます。日当として、男性が70銭。古い話で70銭とかいうように話になってきますけど。今で言うたら、どうでしょうかね、土木作業員として行かれる男性の一日の、今やったら日当になるから8,000円クラスの、から1万円の間の金額ではなかろうかと思えます。それも女性はなんぼいうて細かく分けておりますが、延べ人数で1,086人が参加したというようなことで出ております。

この場合の金額で500円、当時のお金で500円が国から直接支払われたようなことが載っております。だからそういうことも含めて、出役でこのままなかなか仕事が進まないということもあるんでしょうか、受益者負担がありますので、それについてはやはり土地の面積とか合わせて10段階で所有者が負担分は出してるようです。

そういうことも話しながらのあれでしたけど、まあ直接もらえるもんなら部落の方で有意義に早く回せて、早く復旧ができるというようにその方は話しておりましたので、今のように質問させていただきましても、どうしても制度上、今の話でいくとそういうことは受け入れられないということになると思えます。

もうこれ以上質問しても答えは同じことだと思いますので、次の2問目の方に入らせていただきます。

昨年ですが、2年続きの集中豪雨によって、町内各地の田、畑とか畦、水路、農道等で甚大なる被害が発生しております。その復旧工事においてですが、受益者、土地権利者とのあれで、また水路を利用される耕作者の方たちは、復旧工事費については町条例の負担金、分担金と補助金の上限額が定められておるところでございますが、被害が甚大になれば費用額も大きくなることで受益者の負担額も大きくなることによって、現在、特に高齢者の方で後継者のいない農家の方たちから耕作をあきらめる方があるとの声を聞きます。

町条例によれば、各補助率は、水路が75パーセントの補助率、農地が50パーセントで、そして補助額の上限が40万というようになっております。これは町の条例ですので。

去年でしたら、2年続く甚大な被害が各地で発生しております。広い所はダブルパンチで、去年の工事が済んだか見たか。また今年もいうように、2年連続で被害が出る場所もあります。

この方らでも言うけど、70年とか100年に一度あるかないかのような災害が発生した場合に限って、現行の補助率とか補助額の、主は補助額の方だと思いますけど上限の拡大に取り組みなければ、今以上に耕作放棄地が進んでいくことになっていくと思います。

繰り返しになりますが、集中豪雨等で甚大な被害が出た場合には、特別な補助率とか補助金額の上限の拡大の必要があると考えますが、執行部の考えをお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

それでは通告書に基づきまして、森議員の2のカッコ2の、条例の負担金、分担金、上限額では、甚大な被害が出た場合は負担金が多くなることで耕作をあきらめる農家があるので、甚大な被害が出た場合に補助率、補助金の上限額等の拡大についてのご質問についてお答えを致します。

昨年の台風16号による被害のように集中的に被害が出た地域になると、同じ地権者や耕作者が複数の農地で被害を受け、復旧には多額の負担が発生する場合が出てきていることも現実にあることと受け止めております。また、現状のままで災害復旧をせずにおけば、農地が荒れて耕作放棄地になることも懸念されます。

農家の心情的な部分や、現在の農地の生産性等の現場もありますが、今回の被災につきましても黒潮町分担金賦課徴収条例に基づき事業実施を行っているところでございます。

農業災害復旧事業の分担金につきましては、町道等公共的なものとは異なり、農業用施設につきましては受益者の方が維持管理すべきものでありますし、農地につきましても個人の財産ですので、ある一定の受益者負担は必要であると考えております。

過去の災害につきましても、調査した限りでは、特別な状況や条件などにより補助率等を上げた経過はないものと判断しております。

また、上限額につきましても、事業費が40万円を超えると農地および農業用施設共、補助災害への申請が可能となります。つきましては、昨年の台風16号災害に伴う町単独の災害復旧事業の補助率および上限額についても、現行の分担率および上限額に基づいて引き続き事業実施をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

課長の言われることも分かります。町には条例があつて、条例の中で行政が執行されておりますということですので、それは淡々と言われることは分かりますけど。

一番困っておるのが、耕作地の中の一部分が耕作放棄を言われた場合に、頼むけん何とか参加してその復旧に入ってくれというようお願いしていかんと、周りの地権者の田畑での耕作ができなくなってくる。現実はそのような問題が含まれております。

当然、個人の所有の財産ですので、それに町費というものを、公のお金を湯水のように入れられるものでないことは百も承知しております。けど、実際に細々とやっている方が、後継者もない、この田んぼの維持管理がもう自分一代で終わりというときに、もう自分が70以上を超した、80も超すと、もういつそのことやめてしまおうかというような考えになると思います。その場合に、その周りで耕作してる方が、そこが放棄された場合に耕作がなかなかできなくなってくるという状況もあると思います。特に農業関係の課長ですので、そのへんのことはいさしやましいと思います。どうしてもそういうことにつながらないように、分担金、先ほど課長の答弁の中にもありました。その地域で財産がある方でしたら、何筆も田んぼが引っ掛かるとかいうようになってくると思います。そこには過大な金額になってくると思いますけど。要は、農業をあきらめられてしまうと、その周りの方ができなくなってくる。その方が、ついでにずっとこう現地を見せていただいたときに、ここから向うはというてかなり広い間が、今年からもう放棄になったけん、この間はもうかなりの量が作られなくなるとかいうような説明を受けました。

そしてやはり、毎年毎年というたらおかしいですけど、2年連続で小さな工事、大きな被害を受けた場合にはあきらめてくると思います。条例の方にも、第6条、必ずしもこれがどういうものかというときに、分担金の減免ということがうたわれております。

町長は、災害その他の特別の理由により必要と認めるときには分担金を減免することができるというようにうたわれております。今の課長の説明でいきますと、こういうことは一度もなかったということだということにとらえます。けど、こういうことで実際に、いいんだらうか、今の現状の農地の現状が。農家の方々がそこまで追い込まれてるという言い方は悪いかもしれませんが、そういうような形になりつつあるということですね。今以上に農地が荒れていくということが望ましいかどうか。町内で。そういうことも考えて、やはりその状況によると思います。こういう条例もありますので、1つ認めるとおらんくもというように、それはいろいろと出てくると思います。あそこが認めてもらえてうちが認めてもらえんのはおかしいことないか、ということにもなるかと思っております。けどやはり、場合によったらそういうことも必要ではないろうかというように。それが1年目でなくて2年続けて連続で災害出た場合には太刀打ちできません。去年もお金払って、今年もお金払わないかんということになりますので、復旧に。そういう場合に、でも何らかの形でこの第6条を適用をやっていけないものではないかと思っております。

ほんで一つ、これは県の方の関係になるみたいですけど、河川の側溝が、護岸が崩れて田んぼの水を張りたいた。で、どういう関係か県の方やったけど、入札したけど流れたと。ほんで、このままでもう一篇流れたら、わしは今年田んぼ作れんいうて。田んぼ張っても、水が全部川へ逃げるといような話も聞きます。何とか早く県はやってくれんろうかいうて。これは町と県ですので話は違いますが事例として、そのようにして長いこと放置しておくとも耕作ができなくなるという状態になると思います。だから、先ほども言ったように早くやっていただきたいというのは、一つには、どうしてもその周りが放棄すると田んぼが荒れてくる。2年、3年放棄すると、もうなかなか。3年以上たったら、なかなか元の田んぼに戻すのが難しいといような話も聞きますので、そういう対応もあろうかと思っております。

町長にお聞き致します。

この条例の所を適用して減免をとすることは、なかなか町長としても、このときには使うけどこのときには使うちょらんじゃいかという、そのさび分というのがなかなか苦しいと思っております。2年連続して災害に

遭われた、同じ場所が遭われた場合なんかの特例として、2年目のときに多少でもその減免の措置を取れるような考えをお持ちでしょうか。同じ場所であるということで限定になりますけど、そのようなときにはこのあれを適用に使う考えがあるかないかについて、減免を。

お伺い致します。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問にお答えします。

この場で、適用できませんという判断にはなりません、特に特認はよほど慎重に配慮しながら適用していかないと、ある意味、恣意（しい）的判断が起こる可能性がありますので、そこは自分たちとしても非常に慎重に判断をしながら適用を考えていかなければならないと考えております。

ただ、先ほど具体的にですね、連年という条件のご提示をいただきました。これまでいろいろ問題にはなっておりましたが、町内で災害が起こる個所というのは大体似たような所が起こっておりまして、その都度、受益者の方がご負担されながらということになっておりまして、これは今までの検討の過程の中で何度か上ってきた案件です。

ただし、特認の適用の事項として扱ったことがないので、いったん検討はさせていただきたいと思っております。ただし、特認ではなくて、しっかりと条項として盛り込むことが適切なかどうか、そこら辺も踏まえて検討を少しさせていただければなど、そんなふうに思います。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

場所を言うてええか分かりませんがね、蜷川のあの途中の橋のどこなんかがやっとなんか直って、一昨年。ほいたら去年の災害で、また今、町長が指摘されたおなじことです。その同じ場所で起こってます。だから、その川の流れの関係か何か知らんけど、同じ場所でもかなりまた被害が出ておりました。2年前よりはかなり規模は小さかったですけど、まだおなじように護岸が崩れ、田んぼも傷んでおりました。そうなるとなかなか疲弊してくると思いますので、今、町長の答弁のとおり、なかなかこの問題難しいと思います。いろいろなことで人情が絡んだりしたときにいろいろと難しいと思いますけど、やはりそういうことも何か第三者の方に検討していただくというような形にしてでも取り組んでいくような必要性があると思います。

今、これ以上の事を言われても、今急には答弁がもらえないと思いますので、次の質問の方に移らせていただきます。

3問目、高齢者の福祉政策を問います。

ある住民によれば、一昨年の介護認定を受けたときには要支援2との認定を受けておりましたが、これは昨年の介護認定では要介護2の認定となり、ケースワーカーさんの訪問を受け、介護保険での炊事、掃除等の利用を勧めてくださったが、自分としては、人に頼れば体力、気力が今以上に弱ると思い、病の体にはむち打つことになるけれど自力で生活できる間はとの思いで介護保険制度の利用を辞退すると、今年是要支援2との介護認定となった。

高齢者のできる限り自力での生活をしたいとの思い、こういう思いを行政は十分に検討しているとは考えられないとの高齢者の怒りの声があります。要は、自分の体はこんなに悪いけど、自分は一生懸命頑張って、お世話にならんじゃなくって自分そのものを奮い立たすような形で、弱らないように、気力が弱らないように

いうことで頑張ろうとしたと。こういうことについては、医者からもかなりの診断も出ていたと思います。そういう者に対して、行政の介護認定の作業というんですかね、要支援2から要介護2になった。そういうて本人が頑張りますということをやってしまうと、要支援2の介護認定。私から見れば、どうしてこんなに1年ごとに目まぐるしく変更されるか。

そのことについて執行部にお伺いを致します。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

それでは森議員の一般質問の3、高齢者福祉施策についてのご質問の介護保険の要介護認定について、通告書に基づきお答えします。

まず、介護保険制度の要介護認定の仕組みについて答弁させていただきます。

要介護認定につきましては、その方が支援や介護を必要とする状態にあるかどうか、また、それがどのくらいの量であるかを判定するものとなっております。町の認定調査員が訪問を行い、ご本人の身体機能、生活機能、認知機能を確認し、介護者であるご家族の方には、実際に日々どのような介護をしておられるのか、また問題行動がある場合には、その内容と対応方法など、詳しくお話をお伺いします。

その調査の結果を、全国同一の認定ソフトを用いて、介護にかかる時間を算出し一次判定を作成するとともに、ご本人の詳細な状況を記録した特記事項を作成致します。

同時に、かかりつけ医療機関へ依頼した主治医の意見書を添えて、四万十市と共同設置している介護認定審査会で、医療、福祉、介護に従事する専門家の協議により二次判定を行い、要介護もしくは要支援のどの段階であるかを判定するとともに、半年、1年、2年など、今後サービスを必要とする度合いの変化によって認定期間が決定され、その結果をもって町が認定する仕組みとなっております。

この要介護認定は、介護サービスの給付や報酬の額に結び付くことから、その基準については全国一律で定められており、客観的に判定されるものとなっております。

また、この要介護認定等の判断基準は、介護認定等基準時間と呼ばれ、かかる介護の量を時間として表すものです。それは清潔保持や排泄、食事、または見守りなど、間接的な介護や支援の時間。認知症により多くの手間を必要とする場合には、その介護量に応じて加算された時間により算出されます。つまり、介護や支援に掛かる手間の量に応じて判定されるものということができますと考えております。

このような仕組みであるため、ご本人が抱えているご病気の重大さや、進展状況などと要介護認定の結果とが比例しない場合が多く存在致します。本人やご家族の心情として、こんなに病気が重くなのに要介護には反映されていないと感じられ、病状は変わっていない、悪くなっているのに、要介護判定が軽くなった。または、重く判定されていないと、本当に苦しいお気持ちでお問い合わせをいただくケースがあります。

しかしながら、要介護認定は本来、疾病や障がいの重い、軽いといった観点ではなく、あくまでも介護や支援にかかる手間の多い、少ないという観点のみで判断し、その度合いによって区分が定められるものとなっております。

通告書により議員のご質問の、1年ごとに要介護認定が変動することにつきましては、先ほども答弁させていただきましたとおり、要介護度は介護に掛かる手間の量に応じて判定されるものであるため、加齢や病状の進展、介護サービスの利用の有無が直接的に介護を要する度合いに反映されることはなく、また、認定機関につきましても、介護を必要とする度合いが変化する可能性により設定されるものであるとのご理解をいただきたいと思っております。

議員がご指摘されますように、更新した際に介護度が変わることは決してまれなことではなく、住民の皆さまからのご意見やご質問も寄せられ、介護保険制度の中で理解が得られにくい部分となっております。これまでも住民の皆さまにはご理解がいただけるよう努めてまいりましたが、今後ともなお一層、より丁寧な説明を心掛け、ご理解を賜れるよう取り組んでいきたいと考えます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

これは流れでやりようのものであってとか、その移動があるということで、まあ淡々と言われましたけど。

要は、介護認定が2から要支援の2になってもよね、その方が使わんのやったら、介護2のまま置いとったら、その方は何もそういうようには思わなかったと思います。自分の体は日に日に弱っていく。で、自分が一番困るのが、ほんなら自立しようとする気持ちを阻害して、ほいたらお世話になりましょうかいうたら介護2でそのままおれるんでしょうか。

その一番の問題は、私はそういう病気を抱えていても自分は自分だという、自分というものを大事にしたいという方のそういう意欲というものはまったく関係ないですよ。ただ、あなたがそうやって頑張りますと言ってしまうと、要介護が要支援に落ちる可能性が大きくなるんでしょうか。

そこについてお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

まず、意欲の件に関しましては、基本的に、先ほども答弁させていただきましたように、介護サービスの利用の有無は次の更新申請の介護判定には影響がしません。

それと意欲の件ですが、介護保険制度の法律に記されてますが、少々お待ちください。介護保険制度につきましましては、介護認定者につきましましては、その有する能力の維持向上に努めるものと明記されておまして、基本的に要介護認定者全員にその意欲というのは法律的に求められておるものとなっております。ですから、皆さんに身体機能の向上に努めていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

今のあれで、身体のそれに頑張っていたきたいというがやけど。

その頑張れば、認定のときに下がるということで受け止めて、解釈になりますが。本人は要介護2から、一生懸命頑張って自立の生活をしたいと。この方は一人で暮らしてたんで、当然、ケアマネさんなんかでもケアプランを立てていうことがあったと思います。そのときに、私は自分というもの。恐らく、本人の年代的にも、からするとやっぱり自分というものを守りたいというか、そういうものがあったと思います。ほんで、自分というものを崩したくなかったという点もあると思います。

けど、やっぱりそういうように要介護者の認定を受ける方が、努めて自分の健康維持とか、自分の精神的なもののために頑張ろうという場合は認定が下がるというように、一般的には受け止める。まあ私の、課長の

せっかく真面目な回答やけど、私がひねくれて解釈したからいうことになるかもしれませんが。何か受ける側が一生懸命頑張って、自分はこのままの状態できろとする努力をすれば、その次の認定で下がるということになるというように受け止められるんですよね、私は。そのへんについて。

私の聞きたいがは、病状はどんどん進んで悪化していつている中でも、自分が頑張りますよと。だから要りませんよというようにしてお断りした場合に、そのケアプランなんかを。そのときには、次の判定のときには、そこが元気なというか頑張ろうけん、もうそういうことは要らないよというようにして認定が下がりますかということで、再度お聞き致します。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

まず、頑張れば下がることあるのかというご質問ですが。介護保険認定につきましては、先ほども答弁させていただきましたように、そのときの身体状況により、介護や支援の手間の量。介護や支援の手間がどれだけ掛かるかというところで判断をします。

また、サービスの利用の有無により、介護サービスの認定経過が異なるということは決してございません。以上です。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

ちょっとかみ合わんというか、私の方の質問の仕方が少し乱暴やったかもしれませんけど。

要は、医者からもその方、恐らくかなりの深刻な状態は告示されたと思います。その中で頑張りをやろうとしようときにそういうようになったいうことで。単純に私が考えるには、介護の認定2であれ、要介護の認定であれやけど、要介護2から要支援に落ちる。それは、あくまでも判定の基準ですと。だから、手間暇の時間の計算いうことは、結局断らずに受け入れちゃったら良かったかなということになりますよね。じゃけん、ちょっとそのお金は要らないので認定がそのままでも、その方が今度逆に、要支援2から要介護2に認定を受けるには、またもう一度せないかんってくるという。またずっと、その要介護の支援のところは受けれるわけがないので。そのへんの矛盾というのがですかね。

もう少し、判定はコンピューターでやってる関係で冷静なものもあろうとし、思いますけど、やはり重症の患者さんで頑張っているというときに認定が落ちるということは、本人にとってはものすごくショックでなかったかと思うんです。そういうところを、まあ機械で判定することによって、その人情を入れずにやっていくという判定が正しいと思います。ということで今やられてると思いますけど、そういうような人情的なものもやっていかんと、なかなか高い保険料払うて一回も使わんずつにその方も亡くなったと思いますけど。ということをも含めてだんだんに、介護保険はおらあ払いよになんちゃにならんとかいう声も聞きます。それはそんだけ元気なけんええがよねということでだと思えますけど。そのへんもあります。

その認定の中でどうしても、どう言うのかな、重症患者の方がほんとは自分にはむち打つ状態だと思えますが、そういう形で頑張っちゃっても、それは判定の中ではもうそういう必要がない、時間的なものという解釈になるか、ということに受け取ってよろしいですかね。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。



健康福祉課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

まず、サービスの利用の有無についてですが、サービスを利用しているから、利用していないからということで、更新申請の際の要介護度の判断に影響するものではございません。これがまず基本的なところですよ。

それと、ご質問がありました一次判定は、議員がご指摘されますとおりコンピューターで判定をします。それをもって四万十市にある認定審査会で、先ほども答弁させていただきましたが、医療、福祉、介護の専門家により特記事項という、詳しく状況を示したものと勘案しながら要介護度を判定しますので、基本的に機械でそのまま決めているものではないということになります。

それと、最後に、多分議員の方は要介護2と要支援2と、2段階も上下するということにご質問の趣旨があるのではないかと思います、そちらのことについて少し答弁をさせていただきます。

ご質問のケースの場合ですが、要介護2と要支援2と2段階、まあ要介護1が真ん中にありますので2段階区分が変わっているととらえがちですが、答弁させていただきました要介護認定等の判断基準である介護認定等基準時間では、要介護2の判定の下となる要介護1は、要支援2と同じ時間設定となっております。要介護1と要支援2の違いは、介護予防給付の認知症機能の低下と、半年以内に状態が悪化する恐れがあると判定された場合に要介護1となります。このため、介護認定等基準時間で考えると、要介護2と要支援2の区分は隣り合わせにあることとなり、要介護2と要支援2の要介護認定基準時間の境界層に位置する方が、この区分を更新認定の際に行き来することはあり得ることだと認識しております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

これ以上質問しても答えも一緒だと思いますし、私の方もこれ以上質問のあれはないので。また次回、何かあればまた。課長が毎回してほしいというような声がありましたんで、頑張ってまた再質問を考えます。

4問目の方の質問に入らせていただきます。この4問目ですが、高台移転についてを問うというように通告しております。

通告書の方には、乱暴にも出口部落のことかしらん書いておりませんが、出口部落の高台移転のことで進ちょく状況というような形で書いておりますけど。

町内は今後30年以内に必ず起こるといわれております南海地震による大津波が来れば、町内の海岸線近くの多くの部落では甚大な被害に遭うと思います。町内では、高台移転については出口の住民の方たちと行政とで真剣に取り組まれていましたので、その進ちょく状況についてと。

また、他の地域での高台移転の情報があれば、併せてお尋ねを致します。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは森議員の一般質問、高台移転についてのご質問にお答えしたいと思います。

出口地区の高台移転勉強会につきましては、少し長くなるかもしれませんが、まずこれまでの経過について、時系列を追ってご報告をさせていただきたいと思います。

勉強会のきっかけは、新想定が発表された平成24年の10月22日のことでした。出口で南海トラフ巨大地震対策地域懇談会をしておりましてところ、地元の参加者の方から高台移転についての意見が出されたことから

始まります。

そのとき、黒潮町では第1次黒潮町南海地震・津波防災計画の基本的な考え方の中で、レベル2の津波に対する安全性が困難な住宅については、地元住民の意向を踏まえながら長期計画を定め、段階的に高台や浸水区域外の中山間地域へ、新たな住宅地の形成を目指すとしていたこともあり、平成25年になって1月24日、部落役員、そして町、県で、高台移転についての情報交換会を行いました。また、その年、津波避難カルテを取り組みをしておりましたけれど、8月5日の出口の懇談会の中で、高台移転の勉強会を実施してほしいという住民からの意見が出されました。

そのような状況の中で、平成25年8月25日でございますけれど、出口部落総会の後、町の情報防災課課長、つまり私ですけど。私が出向いて行って、出口部落の総意の上で高台移転の勉強会をしませんかというご提案をさせていただきました。そのときの参加者の意見は、おおむね勉強会の開催については前向きな意見でございました。

そして、平成25年9月に入って9月30日、区長さんほか地区住民65名が参加した出口地区高台移転勉強会に関する懇談会の中で、高台移転に関する勉強会は実施していくことを確認しました。この間約1年かけて慎重な、勉強会の始まる前に1年かけた慎重な議論をしてきております。

そして、第1回の勉強会は平成25年10月29日に、出口地区の津波浸水予測について、それから防災集団移転促進事業の紹介、そして今後の進め方について、という内容で行いました。

第2回目は平成25年11月27日に、防災集団移転促進事業について、そして出口の地域の現状とこれから、被災地、福島県の新地町での高台移転事業の紹介について勉強をしました。

第3回目は平成25年12月26日に、一つのモデルケースを用いて、個人の負担額、そして町の負担額の試算による勉強会を実施しました。

翌年、平成26年1月28日には、出口地区高台移転に関する勉強会の中間報告を実施して、その後、平成26年2月には、高台移転への意見、そして今後の高台移転の勉強会の継続について、浸水区域74世帯を対象にして住民アンケートを実施してまいりました。

そして、その結果も踏まえて第4回勉強会は平成26年3月24日に、そのアンケートの集計結果と今後の方針について実施して、その時点で平成26年度も勉強会を継続させるが、今回のモデルケースを用いた個人負担額、町負担額の試算のうち、個別補償金のさらなる精査の必要性和、出口地区の津波シミュレーションを作成して、地域住民がより分かりやすい工夫がすることが必要であるというふうな意見が出されたこともあって、平成26年度についてはモデルケースを用いた個別補償金の精査、そして出口地区の津波シミュレーションの作成を行い検討してまいりました。

しかしながら、現制度の中では事業実施のめどは立たず、平成26年の12月5日に開催した第5回の勉強会では、複数の事業を組み合わせで検討しても、現制度で事業をそのまま実施すると黒潮町が破たんする、という結論に達しました。

その上で、今後の出口地区の高台移転に関する勉強会について、次のように整理をしてきました。

1つは、実現可能な事業スキームの検討を進める。

2つ目として、国への提言の具体的な事例となる取り組みを探る。

3つ目として、いずれにしろ、被災した場合には、出口地区をどのように復興するかを考えなければならない。今後の地区防災計画と関連して考えていく。

4つ目としては、勉強会への参加者の補強を行って、平成27年度は、出口地区の高台移転に関する勉強会という名前を、出口地区の安全な住宅地の形成に関する勉強会として継続したい、というふうに整理をしてまい

りました。

そしてその後、高知県の方では、南海トラフ地震による超広域災害への備えを強力に進める9県知事会議の政策提言書の中で、防災集団移転促進事業の補助基本額の合算限度額の撤廃等の財政支援の充実等を訴え、町としては、国の機関、大学の専門家および民間研究機関との実現可能な事業スキームについての調査研究を進めてまいりましたが、地域へ提供できる新たな状況は見いだせず、その後の勉強会は実施されておられません。

このような経過を踏まえて、黒潮町南海トラフ地震対策推進会議が昨年、平成28年8月31日に取りまとめました第4次黒潮町南海トラフ地震・津波防災計画の基本的な考え方、これはホームページで公開をしておりますけれど。その中では、安全な住宅地の創生（高台移転等）についてとして、方針を次のように示しております。

レベル2の津波に対する安全性が困難な住宅については、地元住民の意向を踏まえながら長期計画を定め、段階的に高台や浸水区域外の中山間地域へ、新たな住宅地の形成を探る。その具体的な方法として、早くから地域住民の意向が高かった出口地区をモデルに高台移転勉強会を進め、防災集団移転促進事業を中心に住宅の高台移転の実現性を見極める調査を進める。その結果、地域住民の合意形成や町の財政負担等の課題に一定の見通しが立てれば事業実施計画の策定を進めるが、見通しが立たない場合は、防災集団移転促進事業の被災前活用は困難と判断して、他の制度による住宅地の整備を検討する。

また、財政的な縛りを排除した発想を大切にして、決して無駄にならない取り組みとして南海トラフ地震対応の地域コミュニティ継続計画の策定を住民主導型で推進し、完成した計画は年に一度の見直しを原則としながらも、町と地域の公認の復興計画と位置付け、被災した場合には、この計画を基本に迅速な復興を目指すとともに、安全な住宅地の形成等を含め、前倒し可能な事業は震災前にも積極的に実施する。町営住宅は、耐震基準を満たさない施設も多くあり、特に建築年の古い町営住宅については建て替えに向けた基本計画を作成し、早期に安全な場所への移転を目指す。安全な住宅地の創生は地方創生計画とも密接にリンクをさせる、としております。

いずれにしろ、高台移転を含めた、いわゆる事前復興事業は、総論賛成、各論困難な実態にありますので、今後は、国、県およびあらゆる関係機関と連携して、被災する前に安全な住宅地を形成する方が、被災してから復興を目指すよりも、国も自治体も地域住民も有利であるという理論の確立を目指して、実現可能な事業スキームを模索していく努力が必要ではないかと考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

今の答弁で、出口地区での勉強会等の流れ、それから、町としては全体地域の浸水地域、レベル2でしたかね、そこに対応できない所の住民の方々のことも考えて、高台とか山間地域への移転とか、いろいろ模索されておるようです。

今の現状ですが、一つお伺いしたいのは、今、国は、予防言うたらおかしいですけど、予防と言わせてもらいます。まだ津波は来てないので予防というような表現させていただきますけど。予防的な措置として、高台造成とかに対する国からの補助金というものは全くないというように、今のお話の中で説明を聞く範囲では、国からそういうように津波に被害に遭うまでの予防策として今後のことを。今から何百年先のことも踏まえた基本的な考えを持ってとつても、国からは今のところ、そういうものに対して助成がないというようなことではなかろうかというように受け止めたんですが。

実際に被災をしなければ、そういう補助金対象にはならないのでしょうか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では森議員の再質問に、まず私の方からお答えさせていただいて、補足があれば町長の方からまた補足をお願いしたいと思いますけれど。

まず、いろいろ調べた結果、国の制度でやっぱり町にとって一番いい、あるいは住民にとって一番有利な制度というのは、防災集団移転促進事業ではないかと思います。国土交通省の事業でございますけれど。これは要綱上非常に有利な要綱に読み取れるんですけど、実は被災地でやる場合と、被災前でやる場合と、大きく違います。さまざまところで。一番大きいのは、財政的に合算限度額があるかないかでございます。実際事業を試算してみますと、市町村のは非常に少ないですよという要綱の読み取りになるんですけど、実際試算しますと、そうではなくて、やはり市町村の負担はかなり大きくなるということがまず分かりました。しかも、建築基準法39条という住居の規制ですね。家を建てられない規制とか、さまざまなものもございます。

結論として、この事業は昭和47年から制定されてる事業ですけど、被災前にこの事業が使われた事例がゼロです。これは、そのことを考えてもいかに、防災という名前ですけど、実際被災する前の活用としては非常に難しい事業だということも分かりますかと思えます。

今後は、このことについては県も9県知事会を通じて、さまざまな要求活動はしてくれました。ただ、その国の制度改革には至ってないという状況でございます。

今後、その事業にこだわるのではなくて、幅広い住宅地の検討も今後必要だと思っております。

できれば町長の方から、補足をさせていただければと思います。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

おおむね課長から答弁をさせていただきましたが、被災前に適用できる、そういった補助事業がないかというう。

防災集団移転促進事業というのは、住民の皆さんにとって一番有利で、かつ、行政にとっても一番有利な事業です。ただし、その結果のところに適用した場合の財政負担に耐えられないと。こういったことになってます。

それから、法の読み込みによってはですね、現在、佐賀で進めております漁業集落環境整備事業。こちらの方も、類似事業の適用ができるようになってます。ただし、こちらの方も読み込みの中で財政負担に耐えられないと。こういったことで、なかなか使い勝手が悪いといえますか、自分たちが思ったほどの財政効果はなかったという検証までできております。

また、出口で勉強会をさせていただいた内容について課長の方から詳しく答弁をさせていただきましたが、あの勉強会というのは住民の皆さんだけが勉強するのではなくて、併せて自分たちも勉強をずっとしてまいりました。あの勉強会でどういう結論が得られたかという、防災集団移転促進事業という非常に有利な事業があって、これをほんとに出口に適用できるのかどうなのかの検証を進めていく。そして、住民のご意向等々も、その過程で調査をさせていただくと。こういったことになってるんですけども。

一つは、最終で私の方から正式に住民の皆さんの方に、現行制度の適用は町財政としては耐えられないと、こういったお答えをさせていただいたところです。

ただし、この防災集団移転促進事業の難しさというのはそれ以外にもありまして。例えば適用した場合に、

どのようなことが起こるのか、その地域に。そういったことを考えたときに、本当に積極的にこの事業が自分たちが選択しなければならない事業なのかどうなのか。つまり、集団ですので、地域に例えばこの事業を入れたときに、高い所に移っていく。どういった方から移っていかれるのか。それはきっとお若い方ですね。つまり、お家を建てられるわけですから財政的な投資をしなければなりませんので、その期間の長い方。こういった方が想定されます。そうなりますと、お若い方でお金を持ってる方。こういった方から順次移動をされているということになりますと、行政はそのコミュニティーの移転先を指示をして、かつ、その現存しているコミュニティーの機能をどう自分たちが保持していかなければならないのかということとして。単純に、高い所へ移って下さいね、財政的な問題もクリアできましたから適用できます、という簡単な問題ではないです。

従いまして、まだまだこの事業の判断、これから国にはもっと合算限度額の撤廃も含めて要望はしていますが、それ以上に自分たちは、そういったモラルの問題であったりとか倫理的なところをどう解釈していくのかということも含めて、まだまだ判断できるための資質が足りているとは思えないので、まだまだこの問題については勉強していく必要がございます。

また、単純に集団とかっていうことではなくて、新たな宅地の創生。これも課長から答弁させていただきましたが、そちらも自分たちにとりましては有効な手段の一つだと考えておきまして、そちらの方も今、積極的に検討させていただきたいと思っています。

いずれにしても、なかなか行政だけで勝手にやって絵を描くわけにはいかないもので、そこらへんは住民の皆さんとしっかりとコミュニケーション取りながらということになろうかと思えます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

通告の方の2の方に入らせていただきます。

町内は、南海地震が起これば甚大な津波による被害の想定は国も認めている状況だと思っております。

高台移転の一番の問題点は、被害が出なければ、今言ったように高台移転は国からの補助金があったとしても使い勝手が悪いということでございます。と、そのように私の認識しておりますが。

そこでですが、旧大方町時代に、南部農協協同組合が事業主体となって国の補助制度を受けられて、農業用地域版整備事業により。これについては、農家の方たちも負担金を支払っておりますが、農地改善事業を昭和45年から46年で、田野浦地区のイエノマエ地区10.6ヘクタールですか。それから昭和47年から52年にかけて、ウチコシ。今の消防屯所ができてる辺のように、私は思います。それから昭和54年から56年で、ヤリガサヤと中の谷19.9ヘクタールと、3期に分けて工事をされております。

今現在でしたら完成から、一番新しくても36年、古いものでしたら46年が経過しております。住民の方々は、事業完成後8年、これちょっと二通りありますけど、8年とか15年経過過ぎれば、農業地から宅地へと地目変更可能との説明があったと、かなりの方が話されます。

住民の声として、三浦小学校区の若者の多くが、生活の場を四万十市に移されておりますと。このままでは、南部保育所、三浦小学校の児童生徒がどんどん減っていくことによって、保育所、小学校の休校になる。そうなるからではもう取り返しがつかなくなってくる前に、農地改善事業終了から36年から46年が経過している農地についてですが、まあ私が一番望むとして言った、高台で学校も保育園も近いということで、三浦小学校前の町道土橋線南側の字ヤリガサヤについて、地権者の方たちから、農業用地から宅地への地目変更にできないかという。そのようにして取り組んでいただきたいという。また私の方も、住民の方々が懸念されている、子どもが減っていく、このままだと高齢者になってしまうと、地域が。で、保育所、小学校がある、環境

は抜群によろしいとこです。陽も当たり、小学校は高台、ちょっと低い所に保育園があります。一面、環境は十分にいいとこだと思っております。

住民の方々はだいぶ前から、この辺が宅地にならんろうかということでは言っておりました。私は中の谷も思ってたしたら、中の谷という場所は一段低い県道沿いで浸水地域で駄目なようですので、できればその高台で。やっぱり四万十市で今生活されてる若者たちというのは、意外と子どもさんを連れてると思います。そうすると、保育所、小学校が間近にあるということも一つの条件にならんろうかと思えます。

一日も早く家が建てれるようにならないかということでの望む声が多く聞きます。農業用地としての改善事業で国の補助金など、確かに厚い、それはとてつもない厚い壁が考えられます。今現在、高台移転が進まない現状からも住民の気持ちを十分に受け止められて、これ、あくまでもその農地が住宅に地目変更が可能になるように、早急に県、国に対してその地目変更を強く要望すべきだと私は考えるが、執行部の考えを問う。

議長（矢野昭三君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

それでは通告書に基づきまして、森議員の4のカッコ2の、土地基盤整備事業による農地の字ヤリガサヤ、字中の谷を、高台移転用地になるように国に向けて要望を早急にすべき、についてのご質問についてお答えを致します。

田野浦字ヤリガサヤ、字中の谷につきましては、当時の大方南部農協が事業主体となり、大方南部地区として農地造成を行った農地であります。

この農地造成を行った農地につきましては、農業振興地域制度上では農用地区域に指定されております。この農用地区域とは、黒潮町が定める農業振興地域整備計画において、農用地等と利用すべき土地として定められた区域内にある農地のことであります。この農用地区域内にある農地を農用地以外の用途に利用することを目的として除外するためには、除外要件すべてを満たす必要と、除外要件をすべて満たすことが必要となっております。

この除外要件とは、当該農用地を利用することが必要かつ適当であって、ほかに代替えできる土地がないことや、この除外を行うことにより農地の集団化や作業の効率化など、農業上の総合的な利用に支障を及ぼすことはないことなどとなっております。

また、農地転用許可制度上では当該農地は第1種農地に区分され、良好な営農条件を備えている農地となり、農地転用は原則不許可となっております。

ただし、転用行為が土地収用法の各事業に行われる公共性の強い事業に寄与する場合や仮設工作物の設置等、一時的な利用に供するため、または農業用施設等に転用する場合は、例外的に許可をすることができることとなっております。

農用地区域内にある農地を宅地等に転用する場合は、農振法による農用地区域の除外をまず行い、その後、農地法による転用許可が必要となってまいります。

転用許可が可能であるかを考慮して、除外手続きを行う必要があります。つきましては、当該農地の農用地を宅地等に転用するために農用地から除外をして農地転用することは、現時点の法制度ではできないものと判断をしております。

津波被害の大きかった東北地方では、農用地区域からの除外、第1種農地の農地転用については、東日本大震災の被災地における復興を支援するためとして、1つは東日本大震災復興特別区域法により、津波被災市町村が復興整備計画を定めてまちづくりを行う場合に、農地区域にかかわらず転用できる特例措置があります。

2 つ目として、市町村が行う集団移転促進事業の移転跡地の農地の買い取りについて、農地法の許可なく農地を買い取ることができる措置があります。その農地転用等の特例も復興整備計画を策定して、その土地利用方針に沿って行われるものであります。

いずれの方法につきましても、被災後に復興整備計画を策定して行動が取れるものとなっております。

黒潮町でも、南海トラフ地震で津波浸水が予測される地域に住宅地が多数あり、高台への住居移転について地域から要望があることも承知をしております。当町と致しましても、震災前に住宅地を高台に移すことが重要な課題だと認識しておりますが、良好な営農条件を備えた優良農地につきましても、農業振興の観点からも問題がないのか、今からも考えていく必要があると思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

おっしゃるとおり農地法があつて、要は、これはもともと農業用地が、専用地が欲しいですということで補助金をもらってやっております。

南部農協ですので行政とはちょっとかわりはないということは分かっておりますけど、やはりどこか受けろろうが、農地の改善で国から補助金もらっている以上、そのきつい縛りがあるのは分かっております。けど現実としたときに、被害が起こらなければ、その集団移転の有利なものがないというんだったら、ここはもう国も認めております。ものすごい津波が来ることは分かっており、国も一級の被災地になることは分かっております。そのために、まあ県にお願いし、国に向けて、その必要性があると。

一つお伺いします。農林課長（農業振興課長）にお伺いしますけど。

保育園の前に、今、南部保育所の前に、道路との間に2軒家が建っておりますよね。そこも恐らく本当は区域だったと思うんですけど。最初建てた方は、倉庫を建てるという名目で建てたものが、いつの間にやら住宅になったと。で、そのまま生活してるということはもう事実、皆さんが知っておりますので、もうここで名前を挙げませんけど。それはもう。

ほんで、あと1軒、もう10年ぐらい前になりますかね、新築されております。そこはどういうことなんですか。

そういうようにかまんとか、まあほかにも挙げていたら切りがないですけど。まあ農地をほどこしてもらって家を建てたところもありますので、そこはちゃんと農地をほどこしてもらってるようですので。これは私の言うてる場所から言うと、私は保育園のそこから西側の方の部分を押しております。やけど、そういうように既に建っちゃうところもあるし、この間新築するためにその土地を、倉庫が建ってるからいうてそこへ建てろうとしたら駄目ですよということで、道路の向かい側の所の部落ののり面を広げて家を建てております。なかなかそのへんで矛盾が。1軒、保育園の真ん前はということかほどこけちゃったんでしょうかね。建てれたということは。

ほんで片一方、今現在農地のある方はそういうことやったですけど、それもひとつお聞きしたいのと。

やっぱ一つは、高台移転がなかなか前へ進まない。その中で地区の住民の方々が、若者がどんどん減っていく。小学校の人数が減る。まあ、小学校の人数が減る前に保育園の人数が減りますけど。そういうところで、このままでいくと我々の住んでる場所は過疎になってしまうという。そういう懸念があるからこそ、今こういう問題として、難しい問題だろうけど町に質問し、なるだけ国に働き掛けて、一刻も早くその地目変更が可能になるように取り扱ってほしいということをお願いしております。

壁が厚いというのはもう、予算をもらって。けどこれ、何十年、30年以上経過してもやはりあれですか、1種農業用地の場合には補助金をもらっている関係もあろうし、そういうところではなかなか難しいんですか。その地目、第2種の農地に落とすとか、第3種があるかどうか分かりませんが。1種の農地から2種なら2種に落とすということはできませんか。そういうことで段階的に取っていかにかあ、いきなり1種を宅地にはできんろうけど、その宅地にできるように農地の方の種別を、ランクをお下げしてもらえ運動できないんでしょうか。

議長（矢野昭三君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

それでは再質問にお答えさせていただきます。

まず、保育園の西側というところでございますが。以前は、補助整備をして8年以降になってですね、ある一定の所について地区からの要望という所で宅地化されたということも聞いては、実際にはあるということを知っております。

その保育園の西側につきましては、ちょっと詳細な部分は確認をようしておりませんが、先ほど言われました去年あたりの所につきましては、そこは除外、転用ができないという所ですねお断りはさせていただいて、農用地区域以外の所、1種農地以外の所での宅地建設となったと確認をしております。

それから、高台移転が進まないというところで、過疎ということで国に要望というところなんですが。その部分につきましても、町全体を考えてですね、今の補助整備地だけじゃなくいろんな黒潮町内での、どれほど高台移転の希望があるのか、また、農地としてどこが具体的にいいのかというところでもですね、土地全体の利用計画等も必要になってくると考えております。

それから、1種農地から2種農地、何十年たっても駄目なのかということなんですけど。1種農地の定義と致しまして、10ヘクタール以上の農地、それから集団的な農地、それから、この土地改良等の事業という部分が両方かぶさっていると当該地域は思っておりますので、これが40年たったからということで除外というか、ランクが落ちるということではないと考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

今、西という。西は省いて、私の質問の間違いで東側の農地のことで。

で、言うたのは保育園の北側いうか、土橋戦との間に南部保育所と土橋戦の間に2軒家が建っております。ほんで、その所のエリアは除外になっちゃったということなのか、ということをお伺いしたつもりやったけど。そのところはもうどうでもいいです。

西の方はもう、あの県道の方から上がる道つけてちゃんとして住まれておりますので、そこはもう除外になっちゃうという解釈でいいんじゃない。それがなかったら家が建てれんと思いますので。農地には家は建てれんと思います。でも建てて住んでますので、そこをきちっとご本人も農地のあれは宅地変更ができるように手続きが取れたということで話しておりましたんで、そこは違反行為はないと思います。

一番の問題は、法は縦にあるからと言ってこまねいていくとなかなか前に進まない分もあるし、それと、これの事業をやるときに、出口も田野浦もやっぱり宅地がないとこなんですよね。実際は、それを承認するときの条件として、説明の中で、完成したら8年ないし15年とかいう、そのやった工事の場所でいろいろ違ってお



ります。

家の前というのは、ちょうど真ん中から1本大きな通りがあって、南側は宅地に可能、そこから山側は農地ですよ、というような分け方でやっておりますから、家の前は家が建ってきております。それから農地がある所は建てんというように区分しております。

一つ田野浦の方でも、今度新しくできる集会所の方ですけど。その所でも、中ほどから新しくできる集会所寄りの所は早うから宅地化になって、そこから県道側の所が宅地化になっていませんでした。無論、その所の部分的なもんがあらうかと思えますけど、この部分についても後日、最初農地でと言ってたけど、隣が家建てだしたら自分くも建てれんいうことになって、一応総会開いたか何かの結果で、そこはあの区間外れてますよね。宅地になってもかまんということで宅地化になりましたよね、あの農地が。全く事例がないわけではないですよ。規模が違う言えば違います。だけど、実質的に地域の若者がおらんっていくことに危惧（きぐ）された中堅どころの方々とか若い方が、ものすごく気にもしております。そのことについては、

で、その言葉としてはあれですけど、町長にもこういう若者の声としてあったんですけど。

町内の2016年11月25、26日に開催された世界津波の日の公開サミットは、多くの町民とか町、県の職員さん、またいろんなボランティアの方々の協力によって成功されました。その後、町長は、インドネシア、ジャカルタで開催された世界津波の日制定記念イベント、インドネシアシンポジウムに12月の14日から18の間出席をされたなど。その方が言われるには、世界に向けての活躍されていることは良いことだと褒めておりましたけど、まあこれからは住民の足元を見据えた行政活動をしてほしい、との若い人の声がありました。で、これはちょっとあれやけど。

そういうことも踏まえて、これは地区の方ですから。その方なんかもやはり、農地が宅地化にならないかというような気持ちは強く持っておられます。

そういう若者の声を聞きますが、その思いに応えるためにも一日も早く、私は農業用地からの宅地への地目変更ができるように取り組む必要があると私は考えております。

今、農業振興課長の説明でいくとなかなかほどけれどというけど、要は、津波に来るまでの予防的という言葉が適切かどうか知らんけど、転ばぬ先のつえという形で取り組まなければならない重要な課題だと思います。その所について、町内全域であることは分かっておりますけど、一つどこか突破口をつくるためにも、その農地の1種を何とか農業用地から宅地に住宅変更の地目変更がかなうように取り組む必要が、もう切羽詰まってると思います。もう事故がなければ何も、補助金も何も下りん状態では前へ進めません。だからその補助金の要らん範囲で、そういうようにほどいていくということを必要ではなからうかと思えます。

これについては町長の方に、その考えをお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

この1種農地の転用の問題についてはこの議会からも度々ご指摘いただきまして、その都度、答弁もしてきたところです。これも相当やったがです。本署のとこ。

自分たちの姿勢としてですね、どういう姿勢を堅持しなければならないのかというと、農地をつぶしても、あこを住宅地にすべきであるという結論にもし至ったら、それはもちろんやらなければなりませんけれども、ハードルが高くてそれ以外の選択肢を一切用意せずにそこだけをやり続けていって、もしも結果が出なかった場合は徒労といいますか何も結果が出ないわけですから、そうであってはならないと自分たちは思っています。

つまり、これが難しいのであればその次善の策は何なのか。その次善の策さえ難しいのであれば、さらにそ

の次善の策は何なのかという手を打ち続けていかなければならないと思っています。

県内でこの農地、それから基盤整備に関しての勉強会が、農水省を招いて何度か行われました。その都度出させていただいて、この農地転用のお話を実際の本署のお役人さんにするわけですが、最近では少し次善の策、あるいはさらにその次の次善の策、こういったものの提案もさせていただいております。

それからもう一つはですね、過疎化と農地の転用というのを一緒に、一つの議論の俎上に乗せるのはちょっと論理的飛躍があり過ぎると思っています。つまり、住宅事情が悪くて過疎化が進むというのであれば、住宅用地を確保しましょう。その一つの選択肢が農地であると。こういったことだと思いますので、農地の転用、農地というのは1種のことですけれども、1種の転用がなければ過疎化が進むという、何と言いますかロジックというのはちょっと飛躍し過ぎるのかなと思っています。

例えば今、中間保有でありますとか、あるいは空き家改修等々で、南部地区でも相当のお宅を確保するようにもしておりますし、そもそも南部地区は住宅事情が悪い地域でして、ここの住宅事情をどう改善していくのかというのは、町にとっても大きなテーマです。

従いましてさまざまな選択肢がありますので、この1種農地の転用がなければ住宅の問題が解決されないということでは決してないと自分たちは思っています、その他の解決策もしっかりと検討してまいります。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

町長の答弁の中で、その農水省ですかね、そちらの方でも都度都度、そういう意見は挙げていってるということですけど。

これは過疎化になるからじゃなくって、要は、高台移転も進まない中で、このまま高台移転の話が、出口地区になりますけど、前へ進んでいないと。それの中では、なかなかその子どもの数も。要は、自分の子どもがこちらに住むことをあきらめて中村へ住み始めたというところに危惧（きぐ）していると思います。だから、この場所は子育てするには最高の場所であるという、そういう意思も強いと思います。だから過疎にとかいうことじゃなくって、一つは高台移転はなかなか前へ進まない部分もあるからそういう意見が出てきたと思います。だからそれは町がやるんじゃなくって、ただ向こうに言わすと、住民の方の話では農地転用を望まれているということです。

今後も、町長自ら国に、何らかのその転用ができる方法がないか、それだけに絞っていったら、後でほかのことができなくなることもあります。ほかのことと一緒にそれを真剣にやっていただけるということで、私の質問をこれで終わらせていただきます。

議長（矢野昭三君）

これで森治史君の一般質問を終わります。

この際、11時5分まで休憩します。

休 憩 10時 50分

再 開 11時 05分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、宮川徳光君。

6番（宮川徳光君）

では、議長のお許しをいただきましたので、一般質問を致します。

先立ちまして、今回の中村高校の甲子園出場がありました。地域に大きな感動と活気を与えてくれました。昨日の試合結果は残念な結果となりましたが、どちらが勝ってもおかしくない立派な戦いぶりはもちろんのこと、恵まれない練習環境の中であそこまで行けたこと自体、素晴らしいことだと考えます。その考え方など、私も大いに学ばせていただかなければと思っています次第です。

ということで、通告書に基づき質問をしたいのですが、1 問目につきましては先ほどの森議員の方が、もう私の問わんとするとこの大部分を問うていただきましたので、ちょっと頭の中が混乱しているところもあります。

また、お昼の時間の絡みもありまして、なお混乱している状況でございますが。

まず津波対策についてですが、通告書では、6 年前の東日本大震災の発生、その後の南海トラフを震源とする地震と津波予想により、新庁舎の建設場所はその1 年後に現庁舎の東側から高台のスケン谷に見直され、今年の年末の完成を目指して、現在、建設工事が進んでおります。

その状況下、以下を伺うとして。

カッコ1、高台の宅地確保に向けた状況は、ということで質問をさせていただきます。

この質問に至った私の思いはですね、29 年の町長の施政方針の冒頭でも、本町は2 つの大きな危機に見舞われています。その一つは南海トラフ地震であり、もう一つが少子高齢化と若年層の流出に伴う人口減少の問題としております。これは町民の皆さんと同じ考えだと思えます。

その対策として、森議員も言われておりましたように高台への宅地が、この2 つの大きな問題を解決する答えになっているように感じましての質問でございます。

先ほどの森議員の質問の中で、基本方針、それから農地に関する法律の現状とか、新たな宅地開発による宅地の確保の検討をさせていただいてるということで、その部分はもう質問しても繰り返しになりますのでカットしますが。

補足的な質問としまして、その中でなかったこととしましては、県が管理しております、例えば弘野とか公園とかいったものの中にですね浸水予想区域外の場所が数多くあると思えますが、そういったものに対する取り組みについて教えていただきたいと思えます。

じゃあ、答弁をお願いします。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは宮川議員の一般質問、津波対策についてのご質問にお答えしていきたいと思えます。

まず、1 点目の高台の宅地確保に向けた状況についてのご質問に、通告書に基づいてまずお答えしていきたいと思えます。

高台の宅地確保に向けた状況は、新庁舎建設予定地の西隣、黒潮町入野スケン谷地区に22 戸分の公営住宅の建設予定地を確保しております。面積は6,000 平方メートルでございます。

また、黒潮町入野城山に9 区画の宅地造成予定地、これ6,471 平方メートルを確保しております。

それ以外ではですね、県の公園、あるいはその他の県の所有地についての住宅用高台確保についての具体的な進展というのは、情報防災課の方では把握しておりません。

それ以外につきましても、具体的な宅地確保に関する計画はできておらず、黒潮町南海トラフ地震・津波防災計画の基本的な考え方で示している安全な住宅地の創生の大きな課題となっております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番 (宮川徳光君)

今の答弁はですね、県の管理するということに関して言いますと、確認していないし検討していない、というふうに聞き取れたのですが、その確認と。

今後に向けてどうされるか、何か考えがあれば教えてください。

議長 (矢野昭三君)

町長。

町長 (大西勝也君)

再質問にお答えします。

今の具体的にご提案いただきました県が有する用地につきまして、浸水区域外にある所は非常に自分たちも有望だと思っております。今後、本格的な交渉といいますか協議をしなければならないと思っております。

また、種々、宅地の確保については先ほど課長から答弁ありましたように、新庁舎の西側、それから、現在造成を進めております城山。こちらの方が具体的に事業として計画を有しておると。

それ以外にもですね、今回、高規格道路が延伸してまいりまして、まだ概算ですけれども、土量バランス考えたときに 100 万立米程度の残土処理が必要であるというようなご意見を、国交省からいただいているところです。

それらを単純に残土処理をするのではなくて、例えば浸水区域外にレベルバンクをしっかりと造らしていただいて、そちらに仮設住宅あるいは復興住宅予定地として計画構想に盛り込もうというのは、協議は今後、本格的にスタートしてまいります。

それ以外にもさまざまな手段があろうかと思いますが、これもこれまで議会でずうっと申し上げてまいりましたが、黒潮町のこれまでの 5 年間の防災の最大の目的、最大の目標は、そのときにいかに人命が確保されるか。これになっています。順次、これまでも防災対策進めてまいりまして、もう 5 年がたちました。今後は、例えば復旧計画でありますとか復興計画でありますとか、あるいは事前防災に資する事業。こういったものの計画が順次策定されて動いていく。そういったフェーズに入ろうかと思えます。

いずれにしても、本格的に協議がスタートあるいは進むのは、これからということになります。

議長 (矢野昭三君)

宮川君。

6 番 (宮川徳光君)

今の答弁を聞いておりまして、何か、庁舎が上がる。これはかれこれ、だいぶ前でしたかね、そういう決定になったわけですが。

これまでも何回も質問があつて難しいということは分かっておりますけれども、何か今後の検討とかいうような言葉が出てくると、ちょっと住民感情としては受け入れ難いような気がするところも、私だけかもしれませんが、人もありました。

では、カッコ 2 のですね、高台にある学校校庭を津波避難所時の駐車場に利用する取り組みの状況につきまして、2 年前の 3 月定例会で同じ質問をしたのですが、その折の答弁は、地区防災会で検討するというようなことでした。

それ以後の進ちょく状況を教えてください。

議長 (矢野昭三君)

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは宮川議員の2番目のご質問、高台にある学校校庭を津波避難時の駐車場に利用する取組み状況は、というご質問についてお答え致します。

ここで大事なことなんですけれど、車を使った避難のことが出てきますので、関連しますので、この場で全町民の方とご確認をしておきたいのはですね、津波からの避難方法は原則徒歩ということ、まずここで全町民でご確認いただきたいと思っております。

しかしながら、すべての住民が避難をあきらめることなく避難行動へのスイッチを入れるために、自動車での避難行動も想定した対策を検討するというのが黒潮町の考え方でございます。

そこで、黒潮町地域防災計画では、できるだけ自動車での避難を減らすために自動車避難検討地区、自動車避難不適切な地区を明確にしております。

自動車避難検討地区は、入野地区と佐賀地区だけに存在しますが、佐賀地区内の学校はすべて浸水区域内にあることから、ご質問の学校校庭というのは恐らく、大方高校、入野小学校、および大方中学校ではないかと思っております。

これらの学校は、黒潮町地域防災計画で津波時指定避難所となっており、現在、避難所運営マニュアルを各学校別に作成中でございます。そのマニュアルの中では、校庭の一部に駐車スペースを確保しております。

避難所運営マニュアルの完成後は、地区防災計画と併せて、そのマニュアルの運用訓練を実施していく計画でございますので、その中で今後詰めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

私が問うてるとことは若干、観点が違うのかなというふうな気がします。

というのはですね、地震が起きて津波が来るまでに逃げなくてはならない。そのために、校庭を開放いこうか使えるような状態にしておく。

その津波が去ってからのことを問うてるわけじゃないわけなんで、その観点からの答弁がほしいのですが。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、宮川議員の再質問にお答えしたいと思います。

津波が来る前に逃げる場所としての校庭の利用でございますけれど、現在、現実的にその校庭の利用について、学校が、あるいは大方高校であれば高知県の施設なんですけれど、県教委等と具体的な協議までは実施できておりません。

あと、大方中学校、入野小学校については町の施設ですので、町独自の判断もできようかと思うんですけれど。

大事なのはですね、津波のようにリードタイム、事が起こって時間が短い対応のときはですね、やはりその近くの地域の住民の方、あるいは施設管理者と、しっかりとした事前の協議、打ち合わせが必要かと思えます。地域との話しというの、やはり地区防災計画に関連することではないかと思うんですけれど。具体的な、まだそこまで踏み込んだ、それぞれの対象地域との地域の地区防災計画の詰めはできておりません。

また、小学校、中学校の学校側ともですね、町の教育委員会とも、まだそこまでの詰めができていないです

ので、これからその大事な点は詰めていかなければならないと思っています。

ただ、昨年の4月ですけれど、万行地区を対象にした訓練というのを毎年、京都大学のご協力をもらってやっておるんですけれど。その中に、錦野地区の住民の方にご協力いただいて、逃げていった場合にその地区の住民の方が、その逃げてきた車を誘導するという訓練というのを昨年4月、京都大学のご協力もいただいて実施致しました。そのときは校庭への誘導ではなくて、地域の道とか空間に誘導するような訓練でございました。

今までの経過はそのようなところでございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

2年前にも述べたと思うんですけども、実際に伊予灘の地震があつて、車で逃げた方がそのサンシャインの辺りで渋滞を起こしたということもあつて、その対応策をどんなふうにかけているのかなというか、対応策としてこれも一つの案じゃないのかな。上へ駐車するスペースがなかったら、必ず詰まれますよね。そういうことでそういう案が出てきとるんですが。

今の答弁から受ける印象はですねですね、その当時、2年前の答弁がかなり同じように聞こえて、前に進んでないような印象を受けました。

まあ、それ以上言うても、そういった意味で検討を進めていただけるものと信じておりますので、次の質問にいきます。

2番目に、缶詰製作所について。

1問設けてますが、町から派遣しております職員の復職の節目の年に当たってるようで、3年間ですか。

それで復職されるような話を聞いておりますので、今後の派遣についての考え方と。

それから、経営者。その缶詰製作所の経営者のどう育てるかについて伺いたいと思います。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは宮川議員のご質問にお答え致します。

去る3月6日に、黒潮町の缶詰製作所臨時株主総会を開催させていただきまして、当町からの派遣職員を取締役から解任し、新たに2人の取締役を選任する人事案に同意をいただいたところで。

この新たに取締役選任に同意をいただいた2人のうち、1名は創業当初から勤務いただいている職員で、もう1名は、昨年品質管理担当者として採用致しました職員となっております。

当町から派遣しておりました職員につきましては、復職を致しました。

今後は町職員の派遣は考えておりませんが、議員ご指摘のとおり、経営者および経営陣をどう育成していくのかというのは大きなテーマになります。

これまで組織内で各種引き継ぎを順次行っておりましてありますが、まずは現在の組織をしっかりと引き継ぐことを第一としたいと考えております。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

何か抽象的な言葉だったように聞こえましたが。

何か、具体的にはちょっと言いづらいんですが、この経営者をどう育てるかについての考え方をもう少し詳

しく教えていただければ。

答弁願います。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

後段で申し上げましたように、今の組織がまずしっかりと今の経営陣に引き継がれると。僕以外の経営陣にしっかりと引き継がれると。これを第一としたいと思います。

といいますのは、正式な株主総会への提案は6月になろうかと思いますが、既にもう来期の収支計画を組んでおきまして、それをいかように達成していくのかという具体的なプログラムをしっかりと実施していくと。それがまず第一だと思っています。

その中で、かつ将来的な展望等々をしっかりと持って、経営ビジョンをお持ちの経営者をどう育てていくのかという、多分そういったご質問だと思いますけれども。その前段で、まず今の組織をしっかりと引き継ぐと。これが非常に大事な仕事となろうかと思えます。

1名復職しましたので、限られた人数でやっている会社ですので、この人事の変わり目といいますかこういったところで非常に事故が起きやすいというのは、これも製造メーカーの残念ながら宿命となっております。従いまして、この一番事故の起きやすいこの時期をいかにまず円滑に乗り切るのかと。これだけでも大変な労力が掛かることになっておきまして、そこをまずクリアしたいと思います。

それをクリアし、来期の収支計画をしっかりと整えて、それを着実に実施をしていく中で、今後の経営ビジョン等々もしっかりとお持ちになっていただくと。あるいは、会社設立当初の自分たちが設立した当初の思いもしっかりと実現いただくと。こういった経営者を育てていくと。こういったことになろうかと思えますが、その具体的なプログラムというのはOJTでしか恐らくつくりようがないと思っています。

取締役今回選任したお二人は非常に勉強熱心でして、しっかりと経営のことも勉強されてはおりますけれども、現場の伴わない勉強をやってもですね、なかなか実効性はないと思っています。しっかりと現場で新たな仕事に取り組む中で、そういったビジョンも属人的に確立していただきたいと。そんなふうに思っています。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

3年間、派遣でお仕事をされた方、私も家が近所にもありますし、いろいろ遠巻きながら見させていただいてですね、すごい頑張ってくれておると感じておりました。

それ3年間やってですね、ほいたら3年の間にすごいものを蓄積したと思うのですよ。ですがいうて言うたらちょっとあれですけども、例えば会社の経営者たるもの3年で育つとも私は思えませんので、そのあたり、また新しい感覚というか知識のない方が来てというふうなことになる、今の人材育成が難しいということから考えて厳しいところがあるかなというふうなことを、また心配言うたらちょっと偉ですけども、そういったところのお考えを聞いたのですが。

ちょっとそこに絞って答えていただけますか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問にお答えします。

多分、幾つかの質問がちょっと羅列になってると思うんですけど整理をして。

まず、当町から派遣しておりました職員の復職については、これはもう自治法上ですね、営利企業への出向というのは3カ年というふうに規定がありまして、復職せざるを得ません。

(宮川議員から何事か発言あり)

自分の考えで答弁させていただいてよろしいですか。

それから経営者。これにつきましても先ほど、冒頭も答弁させていただきましたけれども、全くの素人ではございません。1名はまず、創業期からの職員でございます。それからもう1人は、民間で品質管理を担当をずっと、10数年品質管理を担当されていて、品質管理担当者として缶詰製作所が雇用した職員でございます。

従いまして、全くの素人がポンとどこかから出てきて、経営してくださいねという話とは全く違います。

それに、そもそももう復職ありきで組織内に引き継ぎをこれまでずっと進めてきておりまして、従いまして、議員からご指摘いただきました、ポッ誰かが来て、今まで携わっていた人間がどこかにいなくなって、新しい会社になるんですよと、こういった性格のものではないことをまずご理解いただきたいと思っております。

その上で経営者をどう育てるかということだと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように理論も学んではいただかなくてはなりませんけれども、今までのしっかりとしたさまざまな業務フローがございまして、それらがかちっこなせる。それから、来年の収支計画がしっかりと実施できる。まず、そこが第一ハードルだと思っております。それを現場でしっかりと経営者として携わっていくことで、しっかりとビジョンとかをお持ちになっていただけると。そう確信を致しております。

議長 (矢野昭三君)

宮川君。

6番 (宮川徳光君)

私の質問の仕方が悪いということでご迷惑掛けましたが、今の答弁をいただきたいと思つての設問でございました。

続きまして3問目にいきますが、入野松原の保全についてということですが。

カッコ1としまして、県立公園の雑木ついて、平成24年度に隣接する浜の宮、新町、万行の3地区より、住民の生活環境面などへの悪化の対処策として雑木の一部伐採の要望がありました。

平成25年度に新町地区の雑木を伐採して新たに松の植樹がなされ、他の2地区につきましては、はみ出てる枝などの枝切りがされました。

この事業は数年かけて対応するとの話だったと私は記憶しておりますが、その後の対応を伺いたいと思つます。

議長 (矢野昭三君)

海洋森林課長。

海洋森林課長 (尾崎憲二君)

それでは宮川議員の3、入野松原の保全について、カッコ1の入野松原内の雑木について、平成24年度に隣接する浜の宮地区、町地区、万行地区からの雑木の剪定(せんてい) 要望におけるその後の対応について、通告書に基づきお答えします。

ご質問の個所については、平成25年後に、浜の宮地区、町地区、万行地区からの要望を受け、四国森林管理局、四万十森林管理署長へ要望を行つています。

入野松原国有林は、水源涵養(かんよう) 保安林のため伐採等の制限がされていますが、要望個所について



は大木の枝葉が近隣民家や農地に差し掛かっており日照が届かないということから、管理者である四万十森林管理署が高知県幡多林業事務所と協議し、関係者の立ち会いの下、平成25年度から27年度の3年間で対応をさせていただいています。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

3年間で対応したということで、もう対応済みということではよろしいでしょうか。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

先ほど答弁しましたように、関係者の立ち会いの下、現地を確認をしていますので、これで対応、3カ年で対応済みということになります。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

もう現状で対応が済んだ状態となっておるということでございます。

じゃあ、次のカッコ2の方ですが、町管理の松林（大方球場より東側）のふれあい園路沿いやキャンプ場付近には松をしのぐ大きな雑木が多く見受けられます。

この状況を放置すると、雑木林への道を歩むことになると考えられますが、町の考えをお伺いします。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

通告書に基づきまして、宮川議員の3番、入野松原の保全についてのご質問のうち、カッコ2の松林の雑木についてのご質問にお答え致します。

ご質問の場所は、大方球場から入野キャンプ場に向かって約260メートル付近までが町有林であり、土佐西南大規模公園ふれあい園路の河川側、および入野松原キャンプ場付近は県有林となっています。

この区域のうち、町有林につきましては雑木はあまり多くは見受けられませんが、県の管理するふれあい園路河川側、およびキャンプ場付近につきましては、議員のおっしゃるように松以外の木が見受けられます。

今回ご質問の町有林、および県有林の区域は、暴風、潮害防備保安林であり、暴風保安林としましては森林が壁の役割を果たし、田畑や住宅に吹き付ける強い風をやわらげる働きをしています。

潮害防備保安林としましては、森林が津波や高潮のとき防壁となってその勢いを弱め、住宅などへの被害を防ぎます。また、海からの塩分を含んだ風を弱め、田畑への塩害などを防ぐ役割を持っています。

保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されます。ご質問の区域の保安林には、伐採をするには許可または届け出の必要な択伐区域と、木を切ってしまうと保安林としての目的を十分に発揮できないため伐採を禁止している禁伐区域が混在していますが、多くの部分は禁伐区域です。

ご質問のふれあい園路沿い、および入野松原キャンプ場付近、ならびに町有林の多くの部分は、この禁伐区域であり、保安林としての公的機能を失う恐れがあるため伐採することができない区域となっています。

従いまして、町有林につきましては、今後も現状の中で可能な限り適切な管理をまいりたいと考えてお

ります。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

考え方を伺いましたが。

いろんな考え方というか、その松原に対する考え方がありまして、28 年度も松の木が少ない、枯れた後にですね、新しい松を植える作業をやりました。その前の年もやったと思いますけども。

その目的と、植えたのではない己れ生えによって大きなクスの木があってということの関係で松林として整備するのであれば、支障木、要らない木ではないかということの意味合いを問うたものですが。

再度、ちょっと確認させてください。

（宮川議員から「質問が悪かったですか。もう一遍」との発言あり）

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

松林ということで私たちが受ける印象であれば、今のこの県立の松林も私たちが小さいときに、小さいとき言うたらおかしいですけど。かなり整備されてました。で、雑木林もかなり伐採をされて、その区域もきちんとしているような印象を受けています。

で、まこと今、松林ということで、ほかのラッキョウを植えてる所から海側とかにはすべて松の状態でありますので、そういう状態に向けて手入れをしていくのか、雑木林が生えたら切れんという理由でそのままにしておくのか、ということを問うたがです。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは宮川議員の再質問にお答えを致します。

松林もご存じのように松くい虫で被害を受けまして、松も少なくなってる現状もございます。そういったこともあって、松原保存会のご協力もまして、毎年植樹も行っているところでございますけれども。

保安林というその性格上、どうしてもその目的があって保安林の指定をしておるものでございますので、その目的を達成するために切ることが禁止されているという、そういう制度でございますので、現状の中では、雑木林であっても切らずにその目的を達成することも優先すべきだと考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

目的が、雑木林になってもその目的を達しているというふうに感じておるところですね。そういう考えで。

整備という言葉がありましたけど、そういうことで言うと、ちょっと目的を変えれば木は整備しなくてはならないということで、草も抜いからいかんということ。まあ、そんな極端な話になっていかれないと思いをまして。

まあ、考え方は分かりましたので次にいきます。

4番目に、より良い住民サービスに向けてということで。

個人的なことですけども、議員にならせていただいたのは、東日本大震災の発生後間もなくでございました。ということで、間もなく丸6年になろうとしておりますが。その6年たってももともとがもともとでございまずので、私の勉強不足などで的外れの質問などが多くありまして、行部サイドにご迷惑を掛けていると大いに反省をしているところでございます。

そういう者の質問でございまずので、こういった内容の質問になりますと自分のことは棚に上げて質問をしなければならぬところでございまずのでそういった面と、住民の満足度を上げる、また役場の業務の効率化、ひいてはそのことが職員を守るのではないかといった観点での質問でございまずので、意図するところを酌み取ったご答弁をいただきたいと思ひます。

まず、カッコ1としまして、小中学校のホームページの様式が統一されましたが、その効果はどのように考えておいででしょうか。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは宮川議員の、小中学校のホームページの様式が統一されたその効果に対するご質問にお答えを致します。

これまで小中学校のホームページは、各校ごとの構築と運用に任せておりましたけれども、市販のシステムでは効率的な運用ができないことから、黒潮町のホームページのリニューアルに合わせまして黒潮町統一的なシステムの構築を行い、28年4月から運用を開始しているところでございます。

この1年間運用をしてみましたが、その効果について、学校の反応に関しては以下のように取りまとめをしております。

まず、1つ目と致しまして、編集が容易なシステムになりましたので、特定の教諭でなくても対応が可能になったという感想をいただいております。これは、従来の市販ソフトを使用していた場合、操作知識や技術が必要でありましたけれども、新しいシステムでは日常のコンピューター操作の知識と技術で十分対応できるようになっていることが大きいと思ひます。また、市販システムと比べて編集時間が半分から4分の1になり、この気持ちの上での気軽さが更新頻度の向上につながっているという学校もありました。

2つ目としまして、仕様が統一されたため、操作方法やアクセス分析による情報の共有化が図られたというものです。これは、シンプルな画面にデザインが統一されたことで、黒潮町内どこの学校に行っても支障なく扱えるという、教職員の感想であります。また、様式が同じでありますので、関連する事柄を簡単に閲覧することができ、教育的効果が高いとも評価をいただいております。

各校の更新頻度に関しましては、毎日更新をしている学校もありますけれども、平均的には週1、2回程度となっております。

一方、保護者等の閲覧者からの感想につきましては、更新頻度が多くなったことが理由だと思ひますけれども、更新を楽しみにしているという声が学校に寄せられているとお聞きをしております。

以上でございまず。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

私の質問の意図するところにそのまま沿っていただいたような答弁をいただきまして、ありがとうございます。

す。

まだ 20 分ありますので、12 時は必ず超えるような気がします、いったんお昼にしたらどうかとも思いますが、すけども。

議長（矢野昭三君）

この際、午後 1 時 20 分まで休憩します。

休 憩 11 時 48 分

再 開 13 時 20 分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

宮川徳光君。

6 番（宮川徳光君）

午前中は、私の勝手なお願いを聞いていただきまして、ありがとうございました。

住民サービスに向けてということで、カッコ 2 番、法令順守のため、法令等に基づく要綱、ガイドライン、マニュアル等の整備は十分か、としております。

この質問に至った理由としまして、この組織や職員につきましては先輩議員などから、例えば、信頼される組織を目指した職員の意識改革、理想の職員にどう育てるか、また、仕事の能率アップを目指した職場環境についてなど、多くの質問がありました。これまでにですね。このことは、組織や職員の在り方について問題意識を持っていることの表れだと思っております。今回はその意味で、職員の立場に立った仕事についての考え方などを問うものでございます。

一般的な話ですが、私は仕事と名の付くものには説明責任が伴い、こと公務員の場合、その説明責任はより大きいものであると思っております。このことは町長の、行政は法令順守を最重要視しなければならない組織、との言葉にも表れていると思います。

また、地方公務員の職務につきましては、地方自治法で、職員は法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従って職務を遂行しなければならないと定められております。

これらにより、私としましては法令等に基づく要綱、ガイドライン、マニュアル等の整備は必要なものと認識しておりました。この認識の下にですね、議案の審議などに際しましては、知識の乏しい私としまして職員への信用に基づいていろんなさまざまなことに当たっていたわけですが、昨年臨時会におきましてふとした疑問が生じまして、その件に関して、9 月、12 月の定例会におきまして一般質問をしました。

その中で、設計変更ガイドラインが未整備とのことがありまして、先のガイドライン等の整備についての新たな疑問が生じました。このため、その観点で、これまでありましたさまざまな問題につきましてその原因を考えてみたとき、共通するものがあるように感じてきたことによるものです。

ちょっと元へ戻りますけども、冒頭申し上げましたように、職場環境を整える、職員を守るといった観点の質問でございますので、その旨は頭に入れてお聞きください。

さまざまな問題としまして、現在、いつ頃からあるものかは分かりませんが、残業時間が非常に多い状態が続いております。震災対策や庁舎移転などが加わりまして、事業量、仕事量が膨らみ、残業時間も多くなっていることとお聞きしておりますが。

また、私が議員の立場をいただいてから 6 年ほどですが、その 6 年前、当時ですね、入札に係ることを裁判にかけるという大きな問題に発展した件もありました。

それから、平成 21 年度から 24 年度にかけて、議会の議決を得ずに契約が 13 件もあったという問題もありま

した。

また、入野地区への避難タワーの建設に際して、近隣住民への事前説明がなかったということで大きな問題になりました。

これらの原因をマニュアル等の整備の面から考えてみますと、先ほど午前中に行われました森議員の質問への町長の答弁の中に、項目は災害復旧ですけども、条例の整備でしたか。私はその答弁を聞きまして、町長が職員のことを細かく気に掛けていただいているというふうに感じました。

今回の質問も、まさにそういった観点からの質問だと自分では思っております。例えば、入札問題にしましても、入札心得ですかね、そういったものに待機場所や時間、そういった物を事細かく規定しておれば問題が防げたかもしれません。また、議決案件 13 件の不備の件は、業務フローなりに議決案件の判定の 1 行目が、また避難タワーの件であれば、建設工事に係るフローなりに近隣住民への事前説明の 1 項があれば、これらの問題は起きずに済んだのではと考えております。

これらが、住民サービスの向上はもとより、職員を守り、ひいては職員を育てることにつながっていると考えての質問です。

では、答弁をお願いします。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、宮川議員の 4 番のカッコ 2、法令順守のため、法令等に基づく要綱、ガイドライン、マニュアル等の整備についてのご質問にお答えを致します。

法令につきましては、国民、住民の権利、義務に関する定めでございます、国の法令としましては、法律や政省令等がございます。一方、自治体の法令としましては、条例や規則等がございます。

本町におきましても、各種条例や規則、要綱等を制定をしております、例規集にて整理をしているところがございます。

要綱は、行政事務を行う上で必要となりますマニュアル的なものになり、住民に対しての取り扱いが公平になるように作られるもので、各種補助金の交付要綱や事務の取扱要綱、および各委員会設置要綱、各種管理運営要綱等がございます。

現在は住民ニーズの多様化と複雑化が著しくなっておりまして、必要に応じまして各種要綱やガイドライン、マニュアル等の整備や見直しも必要と考えています。

今後も、より良い住民サービスの向上を目指し、法令順守の上、適正な行政事務の執行に努めてまいります。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

今の答弁いいですか、私の設問の中にですね、マニュアル等の整備は十分かで、この十分かの意味が、実際マニュアルがなかったという事象があったわけで。そのほかにマニュアルの不備、整備をしてないものはないか、ということが 1 点と。

基本的に私の思ってる考えとは同じだと、今の答弁を受けて感じたのですが。再確認としてですね、先ほど少し申しましたけども、職員は法令とかさまざまな規定に従って、従ってですね。職務を遂行しなければならないとの、同じ自治法の下でうたわれてる文言は、この文言からしますと私は法令、これに。機関の定める規定の中に、法令等に基づくガイドライン、マニュアル等の整備すべてがここに含まれてると認識しておりま

すが。

その認識でよろしいでしょうか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは宮川議員の再質問にお答えを致します。

条例規則、要綱等すべてでございますけど、これにつきましてはそれぞれの個々の案件について、必要に応じて趣旨、目的等を十分整理の上、その都度整理をしております。

先ほども出ました、昨年来ご指摘いただいております設計変更のガイドラインにつきましても、その当時適切に作成ができていなかったもので、今回新たに、この29年度の工事から適用することにさせていただきます。

それから、2点目、うかがいましたね。

（宮川議員から「未配備のがについて」との発言あり）

マニュアルのできてない部分なんかでございますけど、行政の業務につきましては、当然、地方自治法に基づきましていろんな業務がございます。ご覧のとおり、役場には各課それぞれの部署がございます、それぞれの所で、先ほど言いました要綱マニュアル化が現在のところ制定されているわけでございますけど、それが果して十分かどうかということになりますと、一つ一つの事業について精査をして、これについてはもうちょっと充足をせないかんがやないか、これについては見直しをせないかんがやないか、とかいう判断は必要になるかと思えます。

今後ですね、各課でそれぞれ業務をいま一度点検をしていただいて、今後、住民サービスの向上に向けてのマニュアル化というものは必要だと考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

私は先ほど、地方自治法の規定いうんですかね、載ってるさまざまな定める規定に従って職員は職務を遂行しなければならないということになってますんで、そのことの裏返しは、今、課長が言われたようなあいまいなものじゃあないと思います。そういうガイドラインとかいろんな、職員が仕事するに当たって必要なものは必ず整備しなければならないもんだと考えております。

私のことをちょっと振り返ってみますと、当時は公社でしたけども、全国で言う30万人ほど職員のおる所で長年お世話になったのですが、こういったことのこのマニュアル的なものの整備についての考えが全然違うような気がします。仕事するに当たってこんな、何言いうか、印象ですよ。中身を詳しくあれしたわけじゃないですけども。先ほどの文言から見て、そういうことではなく、すべてに職員が仕事ができる後ろ盾というのは構えていなければ仕事ができないと思いますが。

そういう認識はどうですか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは宮川議員の再質問にお答えを致します。

議員先ほど、仕事する上でマニュアルがすべて必要ではないかということでご質問いただきました。

業務をする上で特に、例えば、例を言いますと県の補助事業なんかがある場合ですね、県から示されました事務必携とかいうものもございまして、で、町の職員にとってはそういうものを見ながらですね町の事業に照り合わせて、補助申請から始まって事業の実施、それから最後、実績報告まで至るわけでございますけど。そういうことで進めております。

それぞれ各課でですねマニュアル化はできているものもあろうかと思えます。特にですね私たち職員の場合は、当然、人事異動もございまして、その都度職員間でもですね、その業務についての引継ぎをする場合に、個々の引継ぎのマニュアル的なものですか。そういうものも整理をして、ここの事務については上位法のこれに基づいてこうやっていきますとかいうものも整理しているものもございまして、現在の行政事務の中ではですね、それに基づいて各職員が携わってやっているという状況だと認識しております。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

今回、多くの議員から質問がありまして、その答弁を聞いてますと、すべてですね法的根拠の裏付けがあった答弁をしていただいとると思うんですが、この基本中の基本いいですか、そのスタート時点での考えがそういうことでいいのかなと思うんですが。

法的にいいですか仕事の根拠を整備するのは、仕事の中の一つじゃないんですか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは再質問にお答えを致します。

その法的に基づいて整備していくというのが、私たちは仕事で使っております条例や規則や要綱、そういうものが法的に基づいて制定をし、それに基づいてそれぞれ担当課が事務を行っているというふうに考えております。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

では別の、ちょっと物の言い方をしますけども。

マニュアルが未整備であったということは認めてると思えますけども、その状態は。この、先ほど申したその地方自治法の理念、そういったものに沿ったものなですか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

再質問にお答えします。

総務課長から答弁ありましたように、例えば上位法で規定されているものについては、それを適用すると。それはご理解いただけたと思います。なお、条例で規定しなさいというものについては条例を整備し、なお、その条例の下位で、規則要綱で整備するものは整備していくと。

恐らく論点は、このマニュアルという所だと思うんですけども。行政業務はですね黒潮町ぐらいのレベルの自治体だと約3,000あります。この3,000の業務すべてにマニュアルが必要かという、僕は決してそうで

はないと思っています。

ただし、この条例、規則。これらはすべて憲法に反するものは絶対制定できなくなっておりますので、上位法に合致しているというのは言うまでもないところです。

それから、自治法に基づいて制定する、自分たちがさまざまな条例制定をしたり、あるいは規則を作ったり要項を作ったりしますが、そもそもの根幹であります住民福祉の増進。それから、最小の投資で最大の効果を得ると。こういったところをですねしっかりとにらんだものができていると、こういうことです。

従いまして、先ほど少しご質問の中でも触れていただきましたけれども、例えば業務フローですね。業務フローの整備があればこの問題は発しなかったであろうということは、間違いなくございました、今までも。従いまして、そういうものが分かったときには、かつちりもう二度とそういう問題を起こさないように業務のフローを作り上げていくと。恐らく、その部分のことをマニュアルとおっしゃっていただいていると思っているんですけども。そういったことは、残念ながらすべて3,000の業務を全部チェックして、すべて3,000の業務に対応するマニュアル、情報フローを作りなさいということは、少し現実的ではないと思っています。

従いまして、これからもよく自分たちの仕事を精査しながら、必要であると思うものについては早急に作り上げていくと。あるいは、残念ながら未整備によって課題が起こってしまったときには、当然のことながら最優先として、次にそういった同じ問題を起こさないように、しっかりとした業務フロー、それからマニュアルを作り上げていくと。こういった姿勢で臨みたいと思います。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

当町でなかったのは、ガイドラインですよ。

私が申し上げますのは、法令、条例までいいと思いますけども、地方公共団体の規則。これ、どのぐらいのレベルにおるか分かりませんが。および、地方公共団体の機関の定める規定に従って、ということで職員は動いてもらっているんで、それを決めてあげないと職員は動けないと思います、というのが1点ながですよ。その職員を守るという観点からですね。

その観点からすると、ガイドラインがないような状態にするのはちょっとおかしいのじゃないかということと、その上位法の定める規定に従ってサービスができないんじゃないか、いうことでの質問ながですよ。

それで、ガイドラインがない状態がこの法の精神にのっとるとか、別に問題ないかということのをさっき聞いたと思うんですけど、答弁がなかったような気がします。

再度お願いします。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

まず、ガイドラインですけども、全体に広げてしまうとちょっと分かりにくいと思いますので、少し絞って答弁させていただければと思いますが。

4月1日からの適用を想定しております設計変更、ご質問でもご指摘いただいた部分です。これ、ガイドラインがないから、じゃあ立法精神に反しているのかということ、そういうことではないです。

今回、議会からも、例えばある一定割合を超えた、あるいは、ある一定金額を超えた部分については、別工事として発注すべきじゃないかという意見をいただいて、自分たちもなるほどそうですねということで、じゃ



あそれに基づくガイドラインを作りましょうというのが今回のガイドラインの設定です。

これまでガイドラインがなかったから法に反しているのではないかというのは、これはそういったものには該当しないと。つまり、慣例ですすねこれまで行ってきたフローで、何ら法的な問題はないと。しかしながら、重複致しますけれども議会からのご意見をいただいて、じゃあそういうへ制度に変更しましょう、その変更した制度運用のためのガイドラインを作りましょうというのが今回のことですので。ガイドライン、あるいは業務フローの整備がないからといって、例えば、じゃあ何もできないのかと。そういったことには当たらないと思っています。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

言葉は、そのガイドラインとかフローとか、いろいろありますけど、問い掛けているのは、町長が森議員の答弁の中で、私は職員の仕事がやりやすいように気配りをしていると感じたので、先ほど申しました。その観点で、職員の仕事をしやすくする。いろんな、何言いますか、守ってやる。そういうものが、名前はよく分かりませんよ。よく分かりませんがそういうものが必要じゃないですか、というのが趣旨の本旨ですので、そのあたりを。

私の意見と、先ほど町長が述べられた条例の項目の精査検討するというのは、違ったことを言ってますかね。ちょっと確認します。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

再質問に答弁させていただきます。

多分、前段の森議員のご質問というのは、多分、特認事項の説明のときのお話ではなかろうかと思います。

そもそもですね、特認事項というのはフリーハンドで、町長が認めたらできますよということにはなっていないくてですね。例えば、その条例が制定された、あるいは規則が制定されたときに、想定されていなかった社会環境の変化が起こった、あるいは突発事象が起こったときのための特に認めるものということで、いわゆる逃げ枠を作るとするわけですね。

従いまして、先ほどいただいたご意見は、例えば、同じ個所で2年連続とか3年連続で、非常に負担が大きいです。そういう場合はこうなんじゃないか。そうなりますと、それは特認事項であいまいに認めるのではなくて、しっかりとした条項制定も踏まえて検討しなければならぬというのが自分の答弁だったと思います。

それから、多分ここが核だと思うんですけども、先ほども申し上げましたように、すべての業務についてガイドラインを設定して、すべての業務についてマニュアルを作り上げるというのは、これはまず不可能です。また現実的ではないですし、その仕事よりも優先されるべき仕事があると思います。

従いまして、先ほど申し上げましたように、自分たちの業務を精査して、これは必要だ、まずそこを作り上げていく。あるいは、何かが起こったときに、もう二度と起こさないようにまた作り上げていく。

それからもう一つ、一番大事なのは、その作ったものをですねしっかりと共有できる仕組み。こういったことが大事だと思っています。今回制定させていただきます設計変更のガイドラインも、単純に作り出したというだけではなくて、その運用に際し年に2回タイミングをしっかりと持ってですね、その共有する機関を設ける。そういったことにしています。

従いまして、最終的に答弁させていただくのは、すべての業務についてマニュアル、ガイドラインを作り上

げるとするのは、少し自分たちとしては、やりますという答弁にはならないということです。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

私は全然そういった、マニュアルとかガイドライン、それをすべての課に同じようにというようなことは全然問うてません。その課によっていろんなやり方があろうかと思えますけども、職員の後ろ盾になるものをきちんと整備しておかないといかんのじゃないですかということをお願いしようとしてるわけで、今、町長が答えられたこととほとんど同じことだと思えます。その意味をぜひ酌み取って答弁していただきたいと思えます。

残り少なくなってきましたんで、最後まで文書がありますが、カッコ3番へいきます。

住民と接する告知端末放送、また、発出文書の頭紙の様式などの統一は図れないかということで、1番です。すねホームページの件を問いましたが、その観点いいですか。例えば、答弁に時間短縮とか、何言いますか、いろんないい点が述べられましたけど、そういうものを求めている質問です。

答弁願います。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、宮川議員の4番のカッコ3、住民と接する告知端末放送、発出文書の頭紙の様式などの統一は図れないかについてのご質問にお答えを致します。

告知放送につきましては、黒潮町情報センター告知放送システム施設管理運営要綱にて、施設の適切な利用と管理運営について必要な事項を定め、地域コミュニティーの醸成を図るとともに、円滑な行政推進、および災害、犯罪防止等に役立て、明るく住み良い地域づくりに努めています。

なお、告知放送を行う場合は、一定のルールも統一をしているところでございます。

また、発出文書につきましては、基本的に黒潮町公文例規程に基づき作成をしておりますが、各種要綱に基づき発送されるものは要綱に記載された様式を使用しておりますが、区長便等で発出します周知文や回覧等の文書につきましては、各担当課にて住民の皆さんに分かりやすく伝えるためいろいろと工夫をしておりますが、様式の統一ができていない所もあろうかと思えます。が、今後、発出文書の頭紙の様式におきましては、再度整理の上、統一できるものにつきましては統一を行う方向で進めてまいりたいと考えております。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

私がこの質問を用意した背景のいい面ですかね、目的としているところを述べていただきましてありがとうございました。

今、告知放送は非常に、当時いいですか始まった時点からしますと聞きやすくなったという声になっておりますが、当時はさまざまなブーイングの声が聞こえておりました。そういったことをです。ねいろいろ職員サイドで検討いか教育はしていただくことによって、いろんなさまざまなメリットが生まれてくるんじゃないかと思って、住民からの疑問に答えていかなければならないという私の立場もあって質問です。

あと2分になりましたんで、3回目の延長はちょっと、何とかして避けたいと思ひまして。あと2分です。ね。

以上で大体の質問は終わりましたけども、住民の声というのがありまして。

切れたらいいけませんので、ちょっと延長構いませんか。すぐ終わりますけども、1分になりました。

(議長から「はい」との発言あり)

住民の声としてですね、町長をはじめ職員の方々がですねそれぞれの立場で頑張っているとは、住民誰もが認めていることだとは思いますが。そういう住民の声ですね。

ですが、なお一層それぞれの立場を自覚し再確認して、問題を起こしてはその都度町長に責任を取らさようなことを繰り返すことがないように、との声がありました。私も同感ですのでその旨をお伝えするとともに、先ほども申しあげましたように、職員のことを細かな所まで心配りしていると思います。副町長をはじめ各課長などの実務の責任者、管理者の方々は、その気持ちに応えるべく職務に専念していただけますようお願い申し上げます、質問を終わります。

すいません。3回目の延長になりまして申し訳ないです。

議長 (矢野昭三君)

これで宮川徳光君の一般質問を終わります。

この際、2時10分まで休憩します。

休 憩 13時 55分

再 開 14時 10分

議長 (矢野昭三君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、山崎正男君。

4番 (山崎正男君)

議長のお許しが出ましたので、私は今回は3問についてお聞きします。

地域防災についてということと、避難対策について、それから漁業対策についてという3問で質問させていただきます。

まず、第1点目ですが、地域防災について。

黒潮町地域防災計画の中で、と私は出しておりましたけれど、一般対策の関係でお伺いしますということにしておりました。が、どうも既に一般対策と震災対策が合体されております。まあ、これはこれでよろしいわけですけど。

その中でですね、毎年のことですが豪雨や高潮で河川や水路が溢れて、住民は常に心配にさらされています。

私たちの町の排水、防水の整備は安心できるでしょうか。

過去に何度となく、同じ個所で浸水したり、土砂やごみが堆積したり、濁流が堤防を越えたりしています。

町のこれらの解消計画はあるのかどうか、お聞き致します。

まず、第1点目ですが、各集落の対策を取るべき個所は把握されているのか。今後さらに調査して、具体的な必要個所の短期長期の計画を立てるべきではないのか、という質問でございます。

これらについて、まずお聞き致します。

議長 (矢野昭三君)

情報防災課長。

情報防災課長 (松本敏郎君)

それでは山崎員の一般質問、地域防災計画についてのうち1点目、各集落の対策を取るべき個所の把握と、それぞれの短期長期の計画についてのご質問にお答えしていきたいと思っております。

洪水、高潮等の風水害対策に関するご質問でございますけれども、洪水によるはんらん危険区域および高潮危険区域につきましては、黒潮町避難勧告等の判断・伝達マニュアル、これは平成27年3月に改訂しております。

そこで明確にして、それぞれの地域での避難準備、これは高齢者等避難開始となります。そして避難勧告、避難指示、これは緊急となります。これを発令した場合の、黒潮町、町民および避難誘導者の取るべき行動基準を決めております。

なお、洪水、高潮による避難勧告等の対象となる区域を具体的に申しますと、洪水による氾濫危険区域は、蛸瀬川氾濫区域、これは上田の口と御坊畑でございます。

それから、伊与木川の上流から中流はんらん区域。これは、小黒ノ川、不破原、伊与喜、熊井、藤縄、上分、坂折、馬地まで該当します。

3 点目は、伊与木川下流部内水はんらん区域でございます。これは、下分、町分、浜町、横浜が該当しております。

また、高潮危険区域は、浮津地区となっております。

今後さらに調査して、短期、長期の計画を立てるべきではないかというご質問でございますが、あらゆる防災計画に共通しますが、より詳細なデータを収集して、より緻密で実効性のある計画を立てていくことは、町行政として今後も当然進めていくべきだと考えております。

ただそのためには、基礎となるデータが必要でございます。洪水はんらん対策としては、今後、気象庁の方でも、流域雨量指数の精密化と計算対象河川の拡大。これは、現在 65 河川で気象庁は調査しておりますけれど、これを 464 河川に増やした計画をしております。

このような基礎データの精密化に準じて、黒潮町避難勧告等の判断、伝達マニュアルも随時改訂を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

私の質問が唐突なことがあるかも知りませんが、私の本来のこの文書に挙げた根底はですね、各地域、各集落の、毎年心配される個所をどれだけ把握されているのだろうかということでございます。

洪水時にですね、先ほど課長の言われましたように各集落、危険な集落がかなりあるわけですけど。その集落の中でも、町がその確認されている心配な、ここを修理せないかん、ここを改修せないかん、こういう水路がおかしいとかいうようなことですね、把握されているところがどれくらいあるのか。調べたものがあるのかどうか。そこらを聞いたかったわけでございます。

なぜかといいますと、毎年ですね、この水路、それから河川。こういうもので、同じような場所で同じような心配がされておるわけです。我々の住む町で生活環境を大事にするためには、まず、この心配されるような所をチェックされてですね、町がすべてを把握しておくべきだと思っておりますので。そこらあたりのもう少し細かい、各地域に入った、どこそこ部落のどこはどのようなふうな感じで受け取ってというようなことが分かっていたら教えていただきたいんですが。

どうぞ、お願いします。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、山崎議員の再質問にお答えしていきたいと思っております。

より細かい、集落ごとの風水害に対する危険個所、その細かいというのはどのレベルまで細かいのかもよる

と思いますけれど。基本的に町の情報防災課としては、そういう詳細の危険箇所は、今の段階では把握してないです。

ただ、課題としてはですね、今、地区防災計画をそれぞれの集落で作成するように働き掛けて、そして既に40集落の地区が作成に入っておりますけれど。そういう地域での計画の中で、今、議員がおっしゃられたそれぞれの地域で危険な場所、そして、それに対する対策の検討。そういうものを今後進めていただきたいと思っております。

町で当然把握するべきじゃないかというご意見もごもっともですけれど、そういう地区の積み上げの下に、町の方もできていけたらと思っているところでございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

ということは、我々の町の各住民が住んでる場所場所ですね心配されている、ここに水がたまりやすい所、ここに汚泥がたまりやすい所、それから、河川をここが越えやすい所。こういう所のチェックはまだないというように感じてとらえましたけれど。

各集落から毎年要望が出されていると思います。その中でですね、部落から出されたものだけを集約して、今年はこのやる、これをやらないというような選択だけで済ませているように感じますけれど、もっと住民の中に入ったら、例えば、ここに浸水したら浄化槽までつながって家の中へ心配だというようなところもありますし。それから、必ず毎年、水路の低いところへ水がたまる。溢れるというような心配があります。

そういう住民の生活に直結したところを、聞き取りでもいいですので、各集落ごとにひとつ点検してですね、今後の計画の中に組み入れて、5年かかるか10年かかるか分かりませんが、やはり生活環境に密着した行政を進めるということでは、一つ一つやっぱりなくしていくべき我々行政の責任があるのではないかと思います。

ぜひですね、もう一度言いますが、各集落ごとの点検はぜひやっていただきたい。毎年、雨季になると心配されること、毎年、洪水になると心配されること。おなじことを繰り返すのはいかなものかと、私は考えますので。具体的にここをやれというようなことであれば、私はまた一般質問でも出すときもあるかも分かりませんが、やはり町内のことですので、全域、各集落について把握すべきことではないかと思います。

もう一つ、そういう方向性についてひとつお願いします。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、山崎議員の再質問にお答えさせていただきたいと思っております。

議員がおっしゃるのは基本的な考え方で、それに対する異論はないんですけど。

ただ、現実としてですね、例えば南海トラフの新想定を受けたときに、浸水区域40地区を含めて61地区すべての、津波地震に対する危険のマップを作りました。そのときにやった作業はですね167回のワークショップが発生します。しかも、地域の方に一緒にワークショップに参加していただいて、そして消防団の方も参加していただいてやってのことでございます。

そういう作業を全地域でやるとなると、またそれ以上の作業をやらなければならないこととなります。その作業をするかしないか、今後行政の課題として検討はしていかなければならないと思うんですけど。

基本的に、地域の危険な所、より細かい部分について、例えば大雨のときにこの溝が溢れるとかですね、こ

ここに人が落ちこちる可能性があるとか、より細かいことはやはり地域の方が一番分かっているというふうに思っております。

町の基本的な大きな課題については、先ほど申しましたように一定の計画を持って対応しますが、地域のより細かいことについては、やはり地域と一緒に今後も検討していかせていただきたいと思います。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

おっこうに考えるようでございますけれど、その62、3でしたかね、集落がある中で、各部落要望なんかも毎年出してあります。

それに加えてですね、地域住民は、部落で要望で出されたもの以外のことは遠慮がちながですね。どちらかという。だから、声なき声もあるわけです。

そういう、自分とこの家の前の困り事、こういうのも挙げていただくような施策をですね、各集落に配布して、ぜひ出してくださいと言えすぐ出ることではないかと思えますし、町の方が全然現場を知らんというようにことじゃあ困るわけですね。やはり、いちいち相談してということでもなくとも、そこら辺り歩いていてここは低そうだねという所は、近所に声掛けて聞いてみるとかいう、現場からの吸い上げいうものが大事ではないかと思えます。

ぜひですね、これからもうそういう地域に密着した悩み事を取り上げていこうという姿勢をぜひ示していただきたいわけですが。

もう一度お願いします。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では山崎議員のご質問に、続けてお答えさせていただきたいと思います。

町の制度の中に防災地域担当制というのが、町ございますので、その職員、地域にですねかなり入ってっておりますので、そういう山崎議員がおっしゃられたようなことについてもより細かく住民の意見を吸い上げて、また町全体の計画に反映していくというような作業はこれからもしていきたいと思っておりますし、今までかなりやってきたと思っております。

また、地域の区長さんの方からですね、ある一定地域の、そういう議員がおっしゃられたような危険箇所については、それなりに地域の要望でもですね挙がってきておりますので、それらの整理をしながら今後も、議員おっしゃるようによりきめ細かい対応ができるようなことは続けてやっていきたいと思っておりますし、いくべきだと思っております。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

この地域防災計画というのがありまして、それぞれ町が頑張っていていこうというものをですね具体的に、かなり明快に前向きな言葉で書かれています。

ただ、これは単なる文言で終わらしてはいかんであるんですね、これをもうちょっと具体的に、今言う私の言ったような調査をされてですね、具体的に、この地点のここは今年中に直そうと。それから、この地点はもう3年後とか5年後というような具体策を示してやらないと町民はですね、ああ、いつまで待てば直るかな

と。いつまで待てば心配がなくなるかなということで、年を取られています。で、やはり楽しい生活、安心した生活が送れるようにするには、早くそういうもの示してあげていただきたいと思います。

例えば、この防災計画の中の河川管理施設とかいうようなことも読んでおられますと、河川、水路の点検を実施し、改修を促進するとともに、緊急を要する個所については防災対策を実施します、というようなことで書かれております。で、その緊急を要するものを判断する材料が町になかったらいかんわけですので、その町だけの考えじゃなしに、やっぱり地域住民の声も聞いて決めていただくというのが一番正しいやり方ではないかと思っておりますので、ぜひこれをお願い致します。

まあ、何回聞いても課長には声が届きにくいかも分かりませんが、ぜひですね、その防災計画があって、それから、じゃあ普段からどうでしょうか。で、住民にどう伝えろうかということが大事になってくると思いますので、よろしく申し上げます。

続きまして、2点目ですが。

町内各集落の雨量や水路河川の高低差の測量は把握しているのか。どこに土砂がたまり、どこが浸水しやすいのか、どう対応するのか。

町民にどれぐらいの雨量なら大丈夫だとの目安を提供すべきだ、という質問でございます。

これも今、私の言ったようなことと重複するわけですが、毎年、この雨の多い時期、それから洪水時期になりますと、またあそこの防波堤が越されて、我われの地域が低い場所にあるので心配する。そういうようなことがあります。

この河川から内部にある地域、土地が低い地域ですと、河川がはんらんしたら一気に、1メートル、2メートルという形で浸水するわけですので、そういう場合の大きな防災計画としては、やはりそれをいかに排水するか。で、いかにどこでとどめるか、いうようなことまで考えていかなければなりませんし。

それから、地域住民は今、テレビでも何でも予報が出てますので、何ミリ降りそうなどというようなことはよく分かっておりますけれど、常に心配して寝床に就かないかと。夜遅くなって雨が多くなっても、寝て警報を待つというようなことになるかと思っております。こういう心配をいかに取り除くか、これが大事だと思っておりますので。

まず、この質問でどのようなことを考えてられるか、お聞きします。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは通告書に基づきまして、山崎議員 1、地域防災についてのカッコ 2、町内集落の雨量や水路河川の把握等に関する質問にお答え致します。

議員から質問のありました、まず町内の河川につきましては、県管理河川が佐賀地区で7河川、大方地域で18河川、町管理河川は、佐賀地区で準用河川が、いわゆる河川法の適用を受ける河川河川として準用河川が8、普通河川47。大方地区では、準用河川が26もあり、これらのすべての河川の高低差や河床こう配の把握はできておりません。

ただ、町管理河川については河川台帳が整備されており、その河川の起点と終点と、その延長は把握しておるところでございます。

一般的に、山間部ほどこう配がきつく、流速4キロを超すと急流と言われております。急流河川は洪水時の流れのエネルギーが大きく、土砂移動優能力を有し、洪水到達時間も短く、最大時間雨量から数時間で最大流量が生起している場合が多いのが特徴であります。

一方、平野部ほど緩やかなこう配となっているものの、上流からの流量が集まることから、長時間洪水の影響を受けやすいのが特徴です。ちなみに、佐賀地区の伊与木川の河川改修済みの区間、坂折から佐賀、(寺井隻)までの計画河床こう配は350分の1、0.003パーセントとなっており、計画洪水流量800度に対して一定の余裕を持った構造となっております。

これらを含む大小河川には、台風時や荒天時には上流からの土砂の流入が起り、たい積やヨセの繁茂などにより、浸水を誘発する要因となっております。

議員から質問のありました、町内の浸水箇所や土砂のたい積状況につきましては一定の把握をしているところでございます。河川管理上、増水し浸水した場合や危険を察知する場合には、以後、ヨセや土砂の取り除きおよび障害物の撤去を行い、できるだけ流れを良くする対応は河川管理者に要請するなどを行っているところであります。しかしながら、多くの地域から要望のある案件であるため、手が回らないのが現状であります。

雨量の目安につきましては、町内河川では、県管理河川である伊与木川に、小黒ノ川地区と上分地区の2カ所、そして蛸瀬川地区において水位計が設置されており、その水位の上昇により水位基準に達した場合は、地域住民への避難勧告等の発令により告知放送を通じて避難行動の喚起を行っているところでございます。

その他の河川については、県管理河川の水位状況を勘案の上、消防団に要請を行い、見回り等により目視で危険度を把握し、状況に応じて情報を提供しております。

以上でございます。

議長 (矢野昭三君)

山崎君。

4番 (山崎正男君)

私がこの質問を出したのは、例えば、同僚議員の質問にもありましたけれど、水の乗りにくい所、水の乗りやすい所というようなことも考えるにつけてですね、その用水の下排水か、こういうものの流れをやっぱり高低差を測ってですね、町内のこの平地にある用水がほんとに自然流で流れていくのか。そこを一度測量して調べてもらいたいと思って、こういう質問を出したのですがすけれど。

1 問目でも言いましたけど、おんなじような心配が常にある用排水路、これをいかにしてなくしていくか。世の中の変化とともにですね、以前、何十年も前に造った排水(路)がそのまま置かれて、上がったたり下がったり、土地が上がったり高くなったりして使いづらくなるとか、もしくはその排水路の上に土地ができるとかというようなことで、整備がするにできない。することもできないというような状況も出てくるようなところがあります。

一度、やはり町内の河川がありますので、河川がスムーズに流れるような感じで、我々の生活の周りにある用排水路もですね高さを調べてみる必要があるのではないかとということでお聞きしております。これに対して調査すると、また予算じゃという問題も出てきますけれど、自分たちが住む町の中のその高さの低い、高いのことも分からないで、自分らの環境がどうして整えられるのかという気持ちであります。

ぜひですね、こういう調査、測量するということまでですね考えていただきたいのですが、課長、どうですか。

議長 (矢野昭三君)

建設課長。

建設課長 (今西文明君)

それでは山崎議員の再質問にお答えします。

まず初めに、河川といたしますか排水構造物の設計に際しての考え方でございます。



まず初めに、その排水構造物を計画するときに、流域面積、いわゆる集水面積といいますが、そこに流れ出る面積を計算します。

それから、流出係数。これは非常に難しい言葉なのですが、これは一定の雨の浸透率。例えば、昔は砂利道あるいは土が多かった。しかしながら、最近ではアスファルト、コンクリート舗装。アスファルトとかコンクリート舗装はほとんど水が流れますので、一気にそれが排水路へ流れます。そういう土地利用の関係で、流出係数が高まっております。

それから、雨量降雨強度。これは、いわゆる10年確率、20年確率、30年確率といわれておりますが。先般、昨年9月の16日に降った雨は、日雨量、佐賀地区で282ミリでございます。これは10年に一度の雨でございます。50年に一度となると、450を一日に降る量でございます。

ですから、今の排水計画というのは、通常の場合は3年確率、3年に一度の排水機能を持たず水路計画でございます。例えば、上分の宅地開発でやった水路。あこは将来見込まして30年に1回の水路こう配で行ってまします。それから、インター周りの大谷川についても、今度30年確率で排水をやるようになってます。

で、最近の雨量に勘案して、そういう大きく断面を取ってやる計画もございまして。しかしながら、すべての道路計画、あるいは今までやった所の排水を大きなものにするというのは、それぞれ経緯的なものもございまして、それから土地利用の状況が一変しておるということもございまして、なかなか難しいだろうと思っております。が、状況的には、毎年のように雨が降って、あるいは内水がはんらんしてる個所を知っておりますので、一定の町単工事、あるいはそういう改良に合わせて、水路改修も行っていきたいと思っております。

それから、話戻りますけれども、排水流量については今言いましたそういう断面を決めて、そして、それが一番大事なのは、いわゆる粗度係数といまして、水路の底をどのようなものにするのか。いわゆる流速が流れやすいコンクリートにするのか、あるいは土地にするのか、突起物のあるものにするのか。それから、そのこう配によって流速が決まってくるので、一定のそういうもので排水は決まってくるので、総合的に判断してそういう排水計画も作っていきたくと思っております。

ちなみに、排水以外の今年度県の近いのを借りまして、佐賀地区では、伊与木川では4カ所の河川のたい積土砂、約4,000立米から5,000立米。そして町管理河川では、15カ所の土砂の浚渫（しゅんせつ）を行っております。

それから大方地域でも、県の管理河川で5カ所の土砂の除去を行っておりまして、その他、小さな河川等も含めてかなりの土砂の除去を行っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

課長の方で総合的ないろんな計画を持っているようですけれど。

こういう困り事はその都度、短い場所、小さな工事で仕上げで間に合わせるということではなくてですね、やはり総合的に。

例えば、佐賀地域やったら、河川よりも堤防よりも低いとこにかなりの土地がありますので、いざというときにはどうするかというようなことまで考えて、排水能力等も計算されてですね、考えていくべき問題じゃと思っております。

細かいとこで言えばですね、例えばその診療所の前の辺りが低いとか、それから町の、何年に1回か役場の前の河川が常に埋まって困っておるといような状況もございまして。

それから、町分の方へ流れるその溝についてもですね、すべてをあっち向いて、町分、大和田、本村の方へ流しておりますけれど。そうじゃなくて、半分からもう役場の方向向いて流れるようなことも考えてみる必要もあるかも知れませんが、細かいことはもう、やっぱり専門の皆さんに託さないかんわけですけれど。

どう言いますかね、細かいことは町に任しなさいやと。私らもちゃんと考えておりますので、ここここもポイントは何年に1回、必ず掃除します。それから何年後までに整備します、というようなことをぜひ町民、区長、皆さんに連絡取って、安心策を知らせてあげていただきたいと思います。

それから、その災害が出るようなときにはですね、その災害を災害に応じた金額で直す。これはまあ大事なことであろうと思いますけれど。その現場復帰だけでなくですね、将来、ここは二度と同じような災害を起ささないというような手だてを考えていただきたいと思います。そうしないとですね、おんなじことの繰り返しということになります。

ここにですね、河川等の管理については、この管理者が適切な管理を致しますとか、要望しますとかいうようなことを書かれておりますけれど、これはその町の認識と県の管理者の認識とのずれがありますので、そこらの認識をどう深めていくかということが将来展望にもかかわってきます。ぜひですね、うちの町は頼むきしっかりとやってくださいよということを県の方にもお願いすべきであらうと思いますし、それはもう既にやっておられることじゃらうと思いますけれど、ぜひこの機会にもう一度、声を高らかにしてお願いしておきたいと思います。

で、今言う細かいとこの部分なんかを今後も、何年に1回かちゃんとやっていくのか。で、そういう心配されている所へ、ああ、まあ心配しなさんなというようなお話も届けていただけるのか。

そこらをお聞きます。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは山崎議員の再質問にお答えします。

まず初めに、安心策を知らしめるという話がございました。毎年のように地域から地区要望が出てきておりまして、その中で排水路の問題等も何カ所か挙がってます。それに挙がらない所についても、いろんな角度から町の方に要望、要請が来ております。

その都度、職員が見回りながら、その改善については努力しておりますけれども、いろんな、まあ予算的なことを言えばいかんわけですけれども、なかなかそこまで手が入っていないという状況で、大変申し訳なく思っております。

しかしながら、現実的な対応としては、緊急性の高い所の不安解消については、土砂をのけるなり、あるいは、そういう竹をのけるなり等々して対応しております。

それから、将来的なことになりますけれども、一つ災害復旧についてはですね、そこでいくら破損をして、原形復旧が基本でありますので、そこにグレードアップした施設を造ることは制度上困難でございます。その点、ご理解いただきたいと思います。

提案ありました、総合的ないわゆる雨水対策の問題。これは先例でもいろいろアクションプランを作ったりしております。例えば、雨水の利用で、当然、河川や水路等の維持管理の話もありますけれども、各施設で各民家、農用地の施設の維持保全、あるいは森林農地の維持保全、それは住民サイドでもできる話でございますし。

それから、雨水利用。これは、例えば家の民家の下に雨水タンクをとめて、いわゆる外部に水を出さない。

そこへため込んで再利用していくとか、そういう取り組みもやっている町もございますので、これ以上、100ミリを超すような豪雨がなったときにそういう内水はんらんが起こってきますので、そういうものも将来的には総合的な、被害が多ければ、そういうものも検討はしていく必要はあろうかと思っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

その地域防災については、今後ともですねこの防災計画に準じてですね、町民に近いような考え方で、具体的な計画なり実行をお願いしたいと思います。

次にいきます。2、避難対策についてでございます。

町民の不安と必要性の要望はそれぞれの思いがありますが、先の議会でも質問しましたが、スロープの追加についてと避難場所の建物について、町の考えをお聞きます。

第1番目ですが、既設の避難タワーの階段だけでは不安があり、地域ではその必要性を強く感じていたりします。スロープのない不安を抱えていることについて何らかの対応をすべきであると思うが、町民をいかに助けるかという観点で、地域とよく協議をし、考える必要があると思いますが、町の対応をお聞きますと。

これ、前回にもスロープの問題は、私、出したとこですけれど、まあ予算の関係とかでなかなか難しいということもあります。

ただ、今度の津波想定の中では、必ずやそこに該当する高齢者、それから車いすの方、それから身体の不自由な方、こういう方をいかに早く避難させるかという観点からいきますと、やはりスロープというものの考えをひとつ持っておかなければならないと思います。

スロープのほかにですね、もっといいものができればいいわけですが、津波震災になると電気も止まりますので、動力をどのように対応するかということまで考えていかなければなりませんけれど。

とりあえず、再度ですね、スロープについてどのような対応をしていただけるか、お聞き致します。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは山崎議員の一般質問、避難対策についてのうちの1点目、既設の避難タワーのスロープについてのご質問にお答え致します。

既設津波避難タワー5基につきましては、12月議会で答弁しましたとおり、それまで建設に至った経過および財政的な事情により、現在のところ、新たにスロープの追加工事は考えておりません。

なお、地域住民の皆さまとの協議は、これからも地区防災計画の検討も進めてまいりますので、これまで同様、積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

行政の方は、すっぱりとやる計画がないというようなことでございますが。

じゃあ、この黒潮町の中で一人の犠牲者も出さないというような観点からいきますとですね、少々金が掛かっても、やはり必要に思われてる地域ですね声は吸い上げていただきたいと思っております。

今の階段だけで皆を救えるか、ということでございますが、私、これ提案ではございますが、佐賀のですねスロープが出来上がりました。これをですね各区長さん方に見学をしていただいて、地域でこのようなスロープがあればいいねというような観点に立っていただけるか。これじゃ役に立たんねということになるか。一度ですね、地域の希望される住民も含めて、佐賀のそのタワー、スロープ等に着いて見学をさせていただいたらどうかと思っております。

私はやはり、弱い立場の住民たちをじゃあどうやって助けるかというときに、階段だけで何とかなるろうというような考えなのか。いや、もっとええ策があれば考えていきますよという、そういう視点に立つのか。ここが大事なことじゃと思うのですが。

もう一度、お願い致します。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、山崎議員の再質問にお答えしたいと思います。

平成25年度に建ったタワー5基につきましては、それぞれの設計のやり方について住民の方と協議を進めてまいりました。スロープの場合、階段の場合、それからゴンドラというふうな、さまざまなことを考えてきたんですけれど。

そのときの設計の考え方としてはですね、いろんな実証実験をした結果、階段を共助で上がる方が、津波の来る時間が非常に早いということを想定されておりましたので、やはりスロープになると距離もものすごく伸びてくるというふうなこともありまして、階段を共助でやっていくというふうな設計思想の下に造って行って、そして合意に至って設計で建設した経過がございます。

スロープ、必要だという意見も確かに聞きますけれど、そういう経過もございますので、現段階でこれを、さらにスロープをできたものについて追加していくということについては、町としては検討してないです。

なお、佐賀のタワー、じゃあどうしてつけたのかということ、佐賀のタワー、非常に今までの5基とは規模が違うタワーでございます。というのは、浸水想定が18メートルの所に建てるタワーですので、これはそういう所に建てるタワーは今、日本にはないと思うんですけれど。避難フロアまでが22メートルあるというふうなことも考慮して、設計の段階で、これまでの設計思想からですね、タワーとスロープと階段が交差する設計を考えてきたわけなんですけれど。そういうような経過もあることも、ぜひご考慮いただければと思っております。

ご理解いただきたいと思えます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

スロープというのは、角度が大事になってくるわけでありまして。

例えば、20センチのその高さの階段。これを5度の角度で上るとしたら、2メートル40センチぐらいの距離が必要になってくるというような計算式があるようです。それから、15センチだったら1.8メートルですか。そういうような距離が必要になってくると思います。

私はそのスロープについては別段、今までできたものをもうとやかく言うわけじゃないですけど、やっぱり補足せないかん所は補足していかないかんと思います。で、スロープだけを例えば隣に、シーソーじゃないけれど、行って帰って行って帰っての、こういうスロープで高さをつくり上げていくと。それで、それぞれの階上に届けるような格好の。それも規模もですね、佐賀とおんなじような規模にしていって、それはかなり

の額も要るかも分かりません。もうちょっと地域と話し合いして、3人並んで行けるところを2人にするとかいうような。それから、車いすが通れるぐらいでいいねとか。そういうような幅も考えてですね、設計単価も下げていくというようなことで合意が取れれば、それが一番大事ではないかと思いますが。

頭から、今さらやる気はないというようなことでなくてですね、ぜひ、命を助けるためにどのようなことを考えていかないかということ協議の中で見つけていただきたいと思います。

スロープに僕は限るといことではありません。いかにそういう弱い立場の方たちを上まで上げていくかということ我々は模索していかなければならないと、このように思いますので。

もう一度お願いします。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、山崎議員のご質問に続けて答弁させていただきたいと思います。

まず、スロープ、仮に造るとしたらどれぐらい要るか、一応試算はしてみました。今の既設5基について試算したところ、平均的に一基当たり3,500万円ぐらいの試算数字が出ました。これは、既に整備されたタワーでの追加の工事をするとなると、制度的にそれを支援する国の制度、県の制度、ありません。そうすると、町の負担で3,500万一基ということになりますので、これはまず財政的に非常に厳しい数値ではないかと思ます。

それから、このタワーの使い方、避難の仕方、共助の仕方についてもですね、こういうことについては今後、地域の皆さんの意見も十分聞きながら、今後、さらなる対策の検討をしていきたいと思っております。

ただ、スロープがなければ何もできないというふうな発想にはなっていないというふうに思っております。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

私がさっき言ったように、スロープに限るといものではありません。今言う、体の不自由な方たちを、いかに上まで早く助けていくかというところが観点です。

それから、そのタワー。今、既存のタワー全部にということ私は言っておりません。地域必要だと思われるところについては特に協議をされてですね、対応していただきたいということでございます。

まあ、これからまたいろいろと考えを入れてですね、この30年という時間の中でできるだけ、ここ2、3のうちとか、早い時期にそういうことができるようお願いしたいと思います。

それでは次の、2番目の質問に移ります。

第一次避難場所にも雨風をしのげる避難家屋が必要ではないか。県下の状況を聞きたいし、事例がなくても必要なことは地域と協議し、率先してやるべきではないかと考えますが。

この避難家屋の建設というような考え方はいかがでしょうか。町の対応を聞きます。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは山崎議員の、第一次避難場所にも雨風をしのげる避難家屋が必要ではないか、また県下の状況というご質問にお答えしていきたいと思ます。

高知県の南海トラフ地震対策推進幡多地域本部に問い合わせをしてみましたけれど、県下的に第一次の津波避難場所について、雨風をしのげる避難家屋がない場合がほとんどであるというふうに回答をいただきました。また、そのような施設整備を支援する、国や県の制度もございません。

黒潮町を含め高知県下の実態は、非常時における第一次避難場所での雨風対策は、自主防災組織等が中心となって、防災倉庫に保管するブルーシートや簡易なテントで対応しなければならないのが実情でございます。

平成29年度の予算では、避難所へ行くことさえも困難な状況が想定される鈴地区につきましては、避難者用テント28張を計上させていただきました。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

課長の前におったら、なかなか質問もしづらいような気持ちになってきますけれど。

これはですね、まあ難しいということでもありますけれど、避難されたときの状況にもよりますけれど、あの東北で起きたように、雪がちらちら降って、もう凍るような寒さの中で避難せないかんような状況があったようでございます。家屋の中に入れた人は上等でありまして、外で寒い夜空を見上げてですね、涙もこらえてこらえて、過ごしたというようなことも聞きます。

私はやはり、できるのであればこういう簡易な施設にしても、やはり避難された方の中にはどういう病気をされる方もいるか分からん。風邪を引かれる方も、体調を崩す方もおられるか分からん。そんなときに、横になるぐらいの、皆が暖めてくれるような場所。そういうものが必要ではないかということから、私はこの問題を取り上げております。

できたらやはり災害が来るまでに、できる所は速やかに事業を進めていってほしいし、今は予算がない。じゃあ何年かたって、今、避難道、避難整備が全部終わりがけたところに、余裕ができたらやってくれるようなことはあるかですかね。それでも町単ではできないとか。例えば、各集落に100万ずつぐらいの家屋やったら建てましょうということになるのか。そういうやっぱり幅広い観点で、避難された人の安心をですね誘い込むようなものを、環境を整えていっていただきたいを思います。

ひとつ、もう一回お願いします。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、山崎議員のご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

山崎議員がご心配されるとおりですね、それぞれの避難所において、逃げてきた方が体調が悪い方、あるいは高齢者の方、さまざまな方がおいでる心配がありますので、当然、その環境をできるだけ良くしていかなければならないとは思っております。そこは何の異論もないとこなんですけど。

ただ、現実的な答弁として、そのときはやはり財政的な問題が非常に大きく引っ掛かってきます。現在、地震時の指定緊急避難所が、これが命を守って逃げる場所なんですけれど、258カ所ございます。それぞれについて優先順位を付けて、議員おっしゃるとおり整備していかなければならないという課題は感じておりますけれど。

今後、町の方の防災対策、町長、前回の対策の中で、命を守る対策から、これからは高台移転も含めた対策にシフトしていくという構想も答弁しましたけれど。それと併せて、やはり今後、逃げて守った命をどうつない

でいくか。施策。そういうものも今後、優先順位を決めてですねしっかり検討していかなければならないとは思っております。

これ以上、答弁がちょっとできにくい状況です。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

なかなか答弁もしにくい、予算のこともあります。総合的な判断もごさいませけれど。

今言う避難場所に、そういう建物のこともですね、やはり町の防災計画というか、その中の一端に入れて考えておいてもらいたいわけでごさいませ。こういう私のような拙い意見でごさいませけれど、やはり防災計画の中に、ああ、山崎がこんなことを言いよったねやというようなことも踏まえてですね、計画を考えるときにはぜひそういう知恵の中に入れていただきたいのですが。

そういう知恵を出すこともできないですかね。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

じゃあ、山崎議員のご質問に続けて答弁させていただきたいと思ひます。

知恵こそ無限の資源だと思っておりますので、知恵はいくらでも出さなければいけないと思っております。ただし、町だけで考えるのではなくて、地域の皆さまと一緒にですね。やはり、そうやって考える場が一番いいのが地区防災計画等での検討ではないかと思っておりますので、そういう場の中で地域と一緒に知恵を使ってですね、考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

お互いにですね、知恵こそ宝でございませるので知恵は出し合うて、ぜひよろしくお願ひ致します。

続きまして、次へまいります。漁業対策についてお聞き致します。これも、私も何回か出している一環でございませが。

漁業者の要望で船の解体費用補助と港の静音度の課題について問ひます。

漁業者の高齢化とともに、今まで生涯をかけて町のために漁業の振興に携わってきた方が、船という高い財産を処分するに当たり、町の支援を考える必要があると感じませ。

町が支援することは、漁民のやる気を助けます。早急な撤去は港の有効活用を図ることができるし、津波防災上も早めに処分ができます。老朽住宅については防災も含めて取り壊しの補助があるのに、漁民の公有財産である船舶の処分にも補助を考えるべきではないかと考えませが、いかがですか。

漁業者にとってもう一つ重要な問題は、港の静音度を保つことです。漁民の願ひである静音度の要望が以前にも出されていませが、県の進ちよく具合はどうか、お聞きませ。

まず、解体撤去費に補助を考えることはできないか。県下の状況も併せて教えていただきたいと思ひます。

お願ひませ。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは山崎議員の3、漁業対策についてのカッコ1、漁船の解体撤去費に補助金を考えることはできないか。また、県下の状況について、通告書に基づきお答え致します。

まず、県下の状況についてですが、県内の代表的漁港がある市町村に問い合わせしましたところ、中土佐町のみが実施をしております。

この事業の目的は、津波による船舶漂流防止対策推進のためで、予算の範囲内で漁船の解体撤去費用の上限額を50万円と定め、財源内訳は自治体が2分の1の補助を行い、事業主体の漁協は補助額の2分の1相当を負担するというようになっております。

事業の実績につきましては、実施機関を平成26年度から28年度の3カ年で、計63隻の漁船を処分したというのを聞いております。

黒潮町の状況ですが、ほとんどの漁船は稼働をしています。ただ、平成27年度に高知県から、津波による被害拡大と復旧、復興の妨げになる放置船や沈没船の実態調査が行われました。町内の漁協を通じて調査をしたところ、7隻を確認し、そのうち3隻につきましては本年度関係者と協議をして、県補助事業を活用して廃棄処分を行いました。

町としては、漁船の管理について、議員が申されましたように漁船はこれまでの漁業を営んできた財産でありますので、それをただ処分するのではなくて、黒潮町の漁業活性化のために再利用することを含めて、町内の漁業者へ今後の漁業就業の状況や、後継者の有無などのアンケート調査を計画をしているところです。

このアンケートでは、漁業への新規就業希望者対策として漁船の払い下げ等の調査を含めて行う考えで、調査結果を基に、関係する漁協ならびに船舶所有者と協議しながら、漁船管理についても検討をしていきたいと考えているところです。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

今お聞きしますと、中土佐町がそういう補助体制を整えておるということでございます。

私はですね、この船舶については、やはり老朽化してきたり、それからエンジンを替えたり、それから船体を塗り直したり、船底を直したり、いろいろな状況がございまして、漁民の方は働く収入よりも、この改修、改善の方にはかなり費用を取られておる。

それから、今言うこの廃船の問題もですね、だんだんと体力が衰えて高齢化してくると、処分したくても処分できない状態で放置する。こういう船も出てまいります。

それから、もっとひどいのはですね、各県でもやられておりますけれど、海に沈める。こういう状態のものもあるようでございます。これを一度、船を海に沈めると、後は国の力によって予算を費やす。こういうことになってくるようでございます。

それから、これ津波の問題も控えておりますので、このような船がかなり出てくると予想されます。

そうしたときに、早めに撤去したり解体したり、こういうことが町の行政の中で行われるようにできればいいなというふうに考えます。

よって、この漁船の廃船や解体についてですね、町が独自に条例等を構えてですね、地域の漁民の心配をなくする。それから、やる気を起こす。津波の防災にも役立つ。こういうことを考えていっていただきたいわけです。



今言う解体にはいろいろ金額もあるようですけれど、50万、60万、あるようですけれど。やはり、今この中土佐では2分の1相当というようなことでございますが、漁民の懐の中の負担を少しでも減らす。そして活力を持たす。こういう意味からもですね、ぜひこの補助体制を構築していただきたいと思っております。

今後ですね、黒潮町でもこういうものを取り上げていこうというお考えがあるかどうか、お聞き致します。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは再質問にお答えします。

まず漁船については、先ほどの繰り返しになりますが、アンケート調査を考えてます。

事前に漁業者の方、特に高齢の方にもお聞きしたところ、処分するのではなくて、やっぱり新規の方がもし来られるのであればぜひ利用してもらいたいと。そういう意見を聞いております。

ですから、廃船の前にまず、使える船は再利用していきたいと。エンジンその他で使用不能ということもあるかも分かりませんが、処分するのではなくて、漁業者の財産はまた新たな漁業者の財産にしていきたいと。そういうことを考えております。

ただ、所有者不明等につきましては漁港の管理にも対応が出てきますが、現在分かっている分の3隻等については今後なお調査をして所有者を探していきたいと考えておりますので、その方で対応していただきたいと。そういうことで考えております。

繰り返しますが、漁船については、なるべく漁業者に、また後継者に譲って使って利用していきたい。それを優先して考えておりますので、廃船をするということについては、その後の問題だと考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

そしたら、こういうような補助体系については、今のところはまだ考えないと。今後考え、検討していくということですか。

もう一度お聞きします。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

今後の漁港管理になりますと、実際管理をしています漁協の関係もあります。

そして、また漁協の財政負担のことも、中土佐町と同じようになってきますので、そこは漁協と考えながら、また今後考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

今、漁価も、なかなか水揚げも厳しい状況がございますので、漁民の方の経済的な状況も踏まえてですね、ぜひ漁協とも、それから町も一緒になって、将来、明るい展望が開けるように、ぜひ協議をお願いしたいと思います。

1 問目、終わります。

続いて2問目でございますが、港の静音度の要望事項はどのように対応しているか。見通しはどうか、ということでお聞きします。

これは何年前に、県の課長も来まして、あそこの公園から鹿島湾を見下ろしながら、静音度うんぬんというような話もされた記憶がございます。

この静音というのは、やはり船が長い間運行するにつれて、それから管理についてもしかりですが、港で漁民が安心して船舶を管理できる状況。それから運行できる状況。こういうものを考えていかないかと思いません。

県がとにかく中心になっておりますので、県の考えが担当が代わるたびに変わるようじゃいけませんけれど。我々黒潮町は、行政の上で、県にもこの港の静音度、これをぜひ下げてくださいように、静かになるように要望しておきたいと思いますが。

これは、鈴からですね佐賀、それから灘、こちら、大風時にずうっと心配される漁港が何か所かございます。で、地域の漁民たちがどう意見を出されてるかわかりませんが、地域要望を漁民も一体となっていてですね、声を挙げていかないかと思っております。そうしないと、この港の静かな環境づくりはですねなかなかできない。とにかく金の掛かる話じゃと思っております。

今までにやられてきた具体的な対策は、どのような結果になっておるか。

それから、県には毎年要望されているのかどうか。

そこらもお聞きします。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは山崎議員の3、漁業対策についての、佐賀漁港の静音度の要望事項はどのように対応してるか。見通しについての、通告書に基づきお答えします。

今、佐賀漁港と言いましたが、静音度について要望があるのは佐賀漁港のみです。現在、黒潮町内の漁港では、そこで、佐賀漁港についてお答えをさせていただきます。

佐賀漁港の静音度対策につきましては、漁港管理者であります高知県が漁業者からの要望を受け、平成24年に静音度調査を行っています。

その調査結果を基に、平成25年度に佐賀漁港内の静音度向上対策として、左岸道流堤（どうりゅうてい）全面への消波ブロックの設置を、漁協理事会で説明した後、工事を施工しましたが、漁業者から漁船航行の支障になるとの意見が出され、一部区間約57メートルのみを設置をしております。

その後、平成27年5月28日に、県漁港漁場課ならびに港湾海岸課と一緒に現地視察を行っております。

その後、漁港施設整備に伴う漁協負担金の関係もあり、防波堤の整備より負担金の少ない護岸消波工の整備を行うことで漁協の了承を得、平成28年度より、佐賀新港側の鹿島の正面になりますが、新3号岸壁の直立消波ブロック改良工事に着手をしております。

この工事は、平成29年度に実施する水叩工の整備により、静音度の確保対策が一定完了する見込みとなっております。

今後、整理した消波工の効果確認と、横浜漁港を含めた佐賀漁港区域内の波浪状況について、台風時等の現状確認を継続するとともに、新たな次期、長期計画の中で、航路などの消波工未施工区間の対策について漁協や漁業者と協議をしながら、利用者の意見を十分に反映した整備を、漁港管理者であります高知県へ要望して

いきたいと考えています。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

いろいろと対応をしていただいておりますが。

行政の仕事は、地域住民の心の中に入るような考えで進めないですね、単なる手続き上の要望、申請、こういうだけではですね終わってはいきません。ほんで、静音度を佐賀の漁港が、それからその佐賀の港湾が、静音度が良くなるということは、やっぱりしっかりと行政の中でもんでですね、こういう港にしたいねという前提がないですね、できないと思います。我々が小さな声をせり上げて何回言ってもですね、県に、国に届くようなことにはなりにくい。やはり主体である行政の方からですねその気になっていただいて、頑張ってくださいしかないと思います。

まあ私がこれ以上質問してもですね、なかなか課長にも迷惑掛けますけれど、できればやっぱりそういう姿勢。行政の持つ姿勢を、町民に対して、漁民に対して、持っていただかないと出来上がっていくものではないと思いますので、よろしくお願いします。

少し早いですが、これで終わります。

議長（矢野昭三君）

これで山崎正男君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 15時 24分